

昭和52年度秋田城跡発掘調査概報

秋 田 城 跡

秋田市教育委員会
秋田城跡発掘調査事務所

序

秋田城跡の発掘調査は、昭和47年から国・県をはじめ各方面の指導援助を仰ぎ、継続的に実施してからすでに6年になる。52年度における調査結果をまとめたものが本概報であるが、資料として活用していただければまことに幸いである。

一方、これまでの調査成果を踏えて同城跡保存管理計画策定事業を実施し、管理団体が保護のため措置する行政上の指針を明確にできたことは、まことに喜びにたえないところである。

しかし、今後に残されている環境整備事業計画の立案にあたって必要な資料の積み重ねのため、更に調査を継続し遺跡の性格・構造等の把握に全力を注ぐ所存であり、今後とも関係各位の特段のご協力をお願いするものである。

なお、調査研究上欠くことのできない『秋田城関係古文献抄録』を、東北歴史資料館技師平川南氏から執筆賜わり深く感謝申しあげるだいである。その前半を本書に付録するにとどまったが、追って全文を収録する計画であるためご了承願いたい。

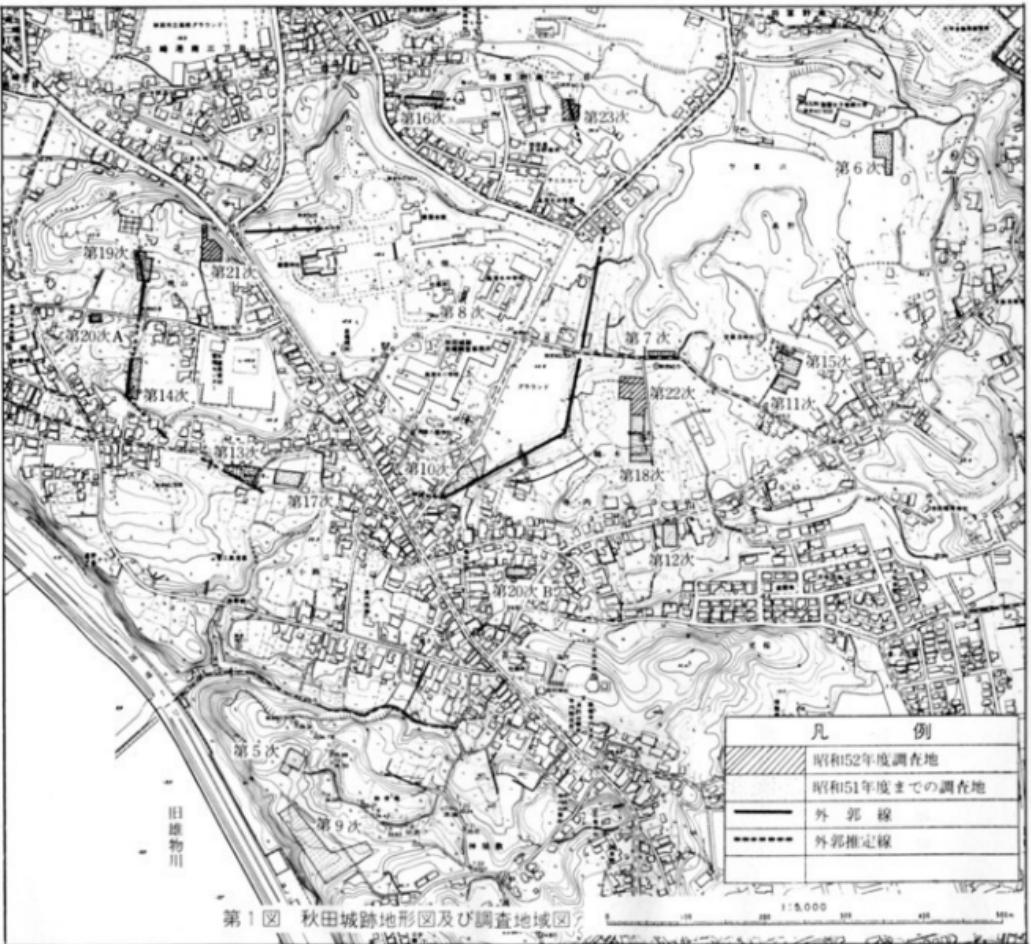
昭和53年3月

秋田市教育長 佐藤博之

目 次

I 調査の計画	3
II 第21次発掘調査	4
1) 調査経過	4
2) 発見遺構と出土遺物	7
3) 各層出土遺物	22
III 第22次発掘調査	24
1) 調査経過	24
2) 発見遺構と出土遺物	27
3) 各層出土遺物	33
IV 第23次発掘調査	35
1) 調査経過	35
2) 発見遺構と出土遺物	38
V 考察	44
1) 第21次調査検出の住居跡と建物跡の年代について	44

付録 秋田城関係古代文献史料



I 調査の計画

昭和52年度の調査は、前年度までの調査成果を踏まえて、外郭線の追跡調査を主眼に、これまで明確でなかった北外郭推定線上に二ヶ所、昨年度の第18次調査検出の遺構群の北側への広がりを確認するために一ヶ所、計三ヶ所の調査地を設定し、実施した。

調査に際し、宮城県教育委員会の特段のご配慮と多賀城跡調査研究所の継続指導を得た。

調査費は、さいわい前年度と同額の国庫補助の内示（総事業費1,100万円のうち、国庫補助額50%、県費補助額25%、市負担額25%）を得、調査計画を別表（表Ⅰ）のように立案した。

表Ⅰ 発掘調査計画表

調査次数	調査地区	発掘面積m ² （坪）	調査実施期間
第21次	北外郭線西部（焼山）	500 m ² (151坪)	4月5日～6月10日
第22次	鶴ノ木中央部	1,160 m ² (351坪)	6月11日～9月20日
第23次	北外郭線東部（幣切山東側）	500 m ² (151坪)	9月21日～11月20日

第21次調査地は、昭和34年～37年の国営調査で、土壙跡、建物跡、堅穴住居跡などを検出してい る地区である。土壙跡はこれまでの調査から、築地である可能性が充分に考えられ、北外郭線遺構を明確にすることを目的に実施した。しかし建物跡、堅穴住居跡などの遺構を検出したものの、外郭線を構成する遺構の検出はなかった。

第22次調査地は、国営調査で四天王寺跡と推定された建物跡の存在する北側の地区である。昨年の第18次調査では、国営調査で第1次講堂跡とした建物跡が時期の異なる数棟の建物跡の重複したものであることが判明した。これに引き続き、更に北側に、遺構の広がりを確認すべく、未調査地を対象に調査を実施した。

第23次調査は、北外郭線を確認した幣切山西部調査（第16次調査）に引き続き、その東部での外郭線遺構を明確に把握することを目的に実施した。

昭和52年度の発掘調査の実施状況は、つきのとおりである（表Ⅱ）。

表Ⅱ 調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘面積m ² （坪）	調査実施期間
第21次	北外郭線西部（焼山）	900 m ² (272坪)	4月5日～6月22日
第22次	鶴ノ木中央部	1,296 m ² (392坪)	6月23日～8月12日
第23次	北外郭線東部（幣切山東側）	350 m ² (106坪)	8月18日～10月4日

他に、空素沼神社改築による現状変更申請に対し、文化庁の指示（昭和52年11月1日付、委保第4の1052号文書）があり、造成の際、立会いを行なったが、遺物、遺構の検出はなかった。

又、11月に、史跡境界に隣接する後城地区に地元不動産業者が宅地造成計画を進めているため、分布調査を実施し、堅穴住居跡、掘り方等の遺構の存在を確認した。遺物としては、陶磁器、須恵器、土師器が出土した。

なお、各次調査の出土遺物は、その出土量も多く、年間を通じて、整理作業を行なった。

II 第21次発掘調査

1) 調査経過

第21次発掘調査は秋田市寺内字焼山を対象として4月11日から6月22日まで実施した。発掘調査面積は約900m²（約272坪）である。

調査は、1)昨年度第19次調査で検出した西外郭築地が北端斜面部で東側に曲る様相を示し、その延長上に今次調査地が位置する。2)今次調査地は昭和37年度第4次国営調査で「北土塁」が検出されている。以上のことから第21次発掘調査では第1に秋田城北西部外郭線の検出を主目的に実施した。国営調査では「北土塁」の他に「推定櫓跡」、「堅穴住居跡」、「土師器窯跡」等が検出されており、調査に際して国営調査地も含めて調査を実施した。調査の結果、北西部外郭線は検出できなかつたが、堅穴住居跡11軒、掘立柱建物跡4棟、ピット群を検出した。

調査地域は秋田城の北西部に当り、標高約45m程の丘陵上であり、第19次調査地から約80m東に位置する。現状は畠地及び山林である。

4月11日より調査を開始、No.7マンホールから任意に設定した基本杭に測点を移動する。護国神社グラウンド内にある測量原点よりX=-165.643m、Y=95.620mであり、H=46.886mである。器材の運搬、現場の下刈作業、グリッド設定を13日まで行なった。



第2図 第21次調査周辺地形図

14日より12m×9mの大グリッド方式で調査地南側より北に順次表土除去作業を開始し、5月9日まで行なった。

表土から30~40cm掘り下げた所で地山砂層に至る。4月20日、22、26日、5月4日には地山砂を精査したところ掘り方を確認する。5月9日にはQE~QG-57・58グリッドで国営調査のトレンチを確認する。精査したところ「北土塁」の痕跡は認められず、さらに追求するために北側に3×9mグリッドを拡張するが確認できなかつたため、再度北側の一段低くなった地に延長して調査したが検出できなかつた。この間並行して12日より16日までグリッドのベルトを除去する。

5月17日から調査区の全面精査を開始して遺構の確認に努める。17日には国営調査で3間×5間の推定槽跡とした掘り方を検出し、またSI003住居跡を検出する。さらに径約2mの大きさをもつ掘り方を確認し追求した結果2間×6間の南北棟の建物跡であることが判明した(24日)。この建物跡は北側で2棟以上の建物跡との重複が確認された。18日にはSI305、306、307を検出する。19日はQB~QG-55~58グリッドの精査を行ないSI310を確認する。

5月21日、新たに東側にグリッドを拡張するために作付作物を取りのぞき表土を除去する。SI003の外側に確認していた落ち込みの全容が確認され、SI303とする。またSI304を確認する。

27日にはSI003の平板実測を行ない、同時に一齊に住居跡の調査に入る。SI306は床面直上より「和同開称」が出土している。SI303は非常に遺存の良好な住居跡でカマドには平瓦を使用している。SI307はSB314と重複しており、SI307がSB314を切っていることを確認する。

30日にはSI303の東西ベルトの土層断面図及びカマドの平面図を作成する。

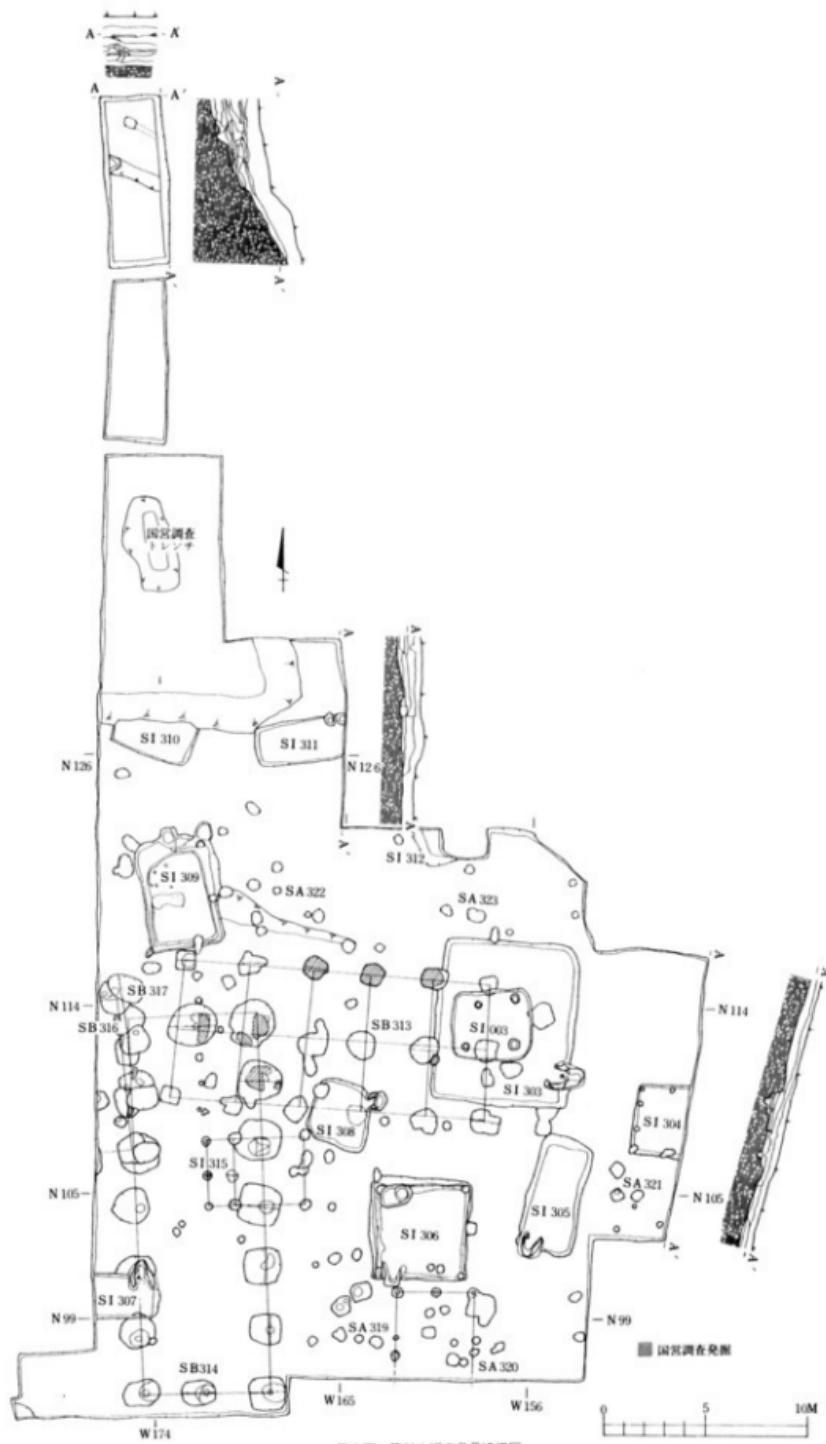
31日は他の住居跡の土層断面図を作成、SI303~SI311の土層断面の写真撮影を終了する。SI303の土層断面ベルトを取りはずした後で再精査した所、床面に掘り方3個を確認する。この掘り方は先に述べた国営調査で検出した3間×5間の建物跡と関連するもので、建物跡を再精査したところ、2間×5間の東西棟総柱の掘立柱建物跡であることが確認された。

6月3日にはSB314を精査中、新たに西面に廂をもつ1間×2間のSB314を切る建物跡SB315を検出した。同時に平面実測のための造り方設定を4日まで行なう。

6日には遺跡の全景写真を撮るために調査区全域を精査し、7日に写真撮影を行なう。翌8日から遺構平面図作成を開始し、10日に終了する。

11日には現地説明会を開催、参加者は約30名であった。この間9日よりSB313、SB314の掘り方の断ち割りを行ない、土層断面図を作成する。また遺構の部分撮影を行ない、13日に終了する。SB314は北側の西桁でSB316と重複していることが断面観察で明確になった。さらにSI306を再精査して壁直下に周溝が回っていることが確認され、平面図に書き入れる。

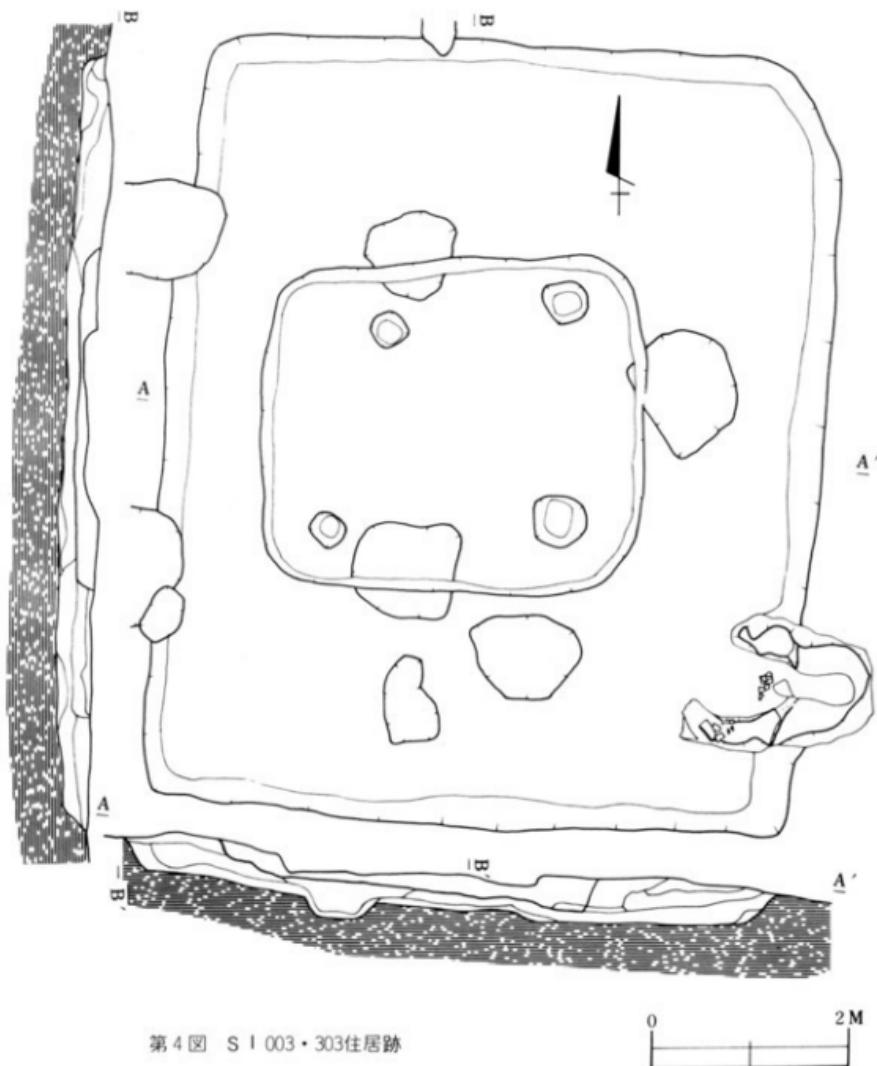
16、17日には先に外郭線追求のために設けたグリッドの平面、断面図を作成する。16日から現場の埋め戻し作業を開始して22日で終了し、第21次調査のすべてが完了した。



第3図 第21次調査発見構造図

2) 発見遺構と出土遺物

第21次発掘調査で発見した遺構は、住居跡、掘立柱建物跡、ピット群である。住居跡、掘立柱建物跡の掘り方の一部は前回の国営調査で発掘されている。



住居跡

SI 003 住居跡(第4図)

昭和37年度、第4次国営調査で調査した住居跡である。前回調査の埋土を掘りあげると東西約4m、南北約3.4mを測る隅丸方形のプランを呈し、床面と思われる四隅に柱穴が確認された。

SI 303 住居跡(第4図 図版4.9)

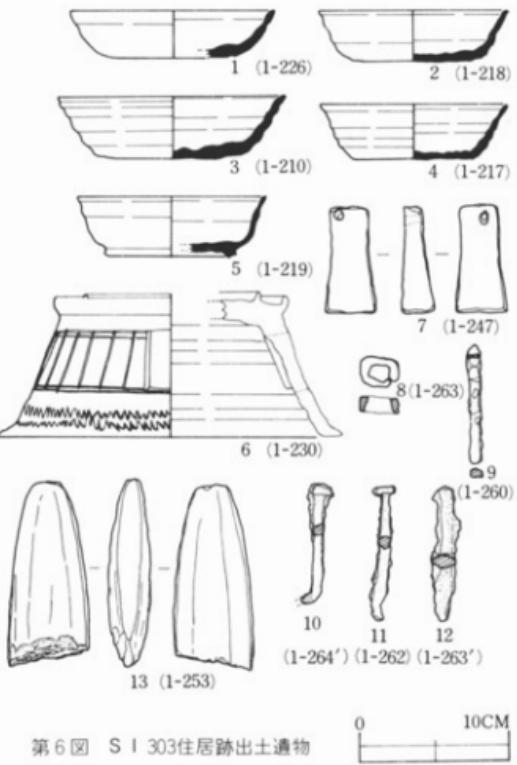
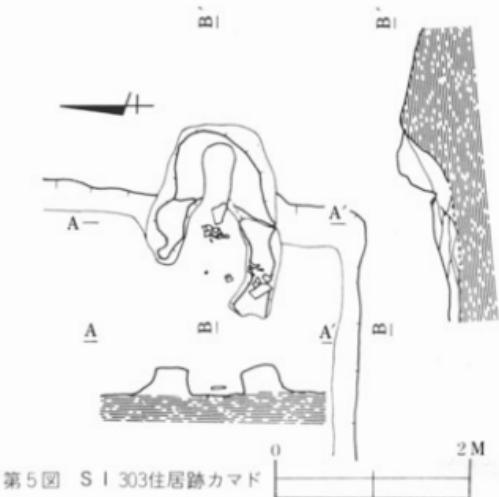
東西約6.9m、南北約8.2mを測る隅丸方形のプランを呈する大型の住居跡である。砂地ではあるが、良好な状態で検出され、壁は床面からやや傾斜をもって立ちあがり、壁高約30cmを測る。壁直下には部分的に周溝が確認された。床面は軟弱であるが、ほぼ平坦でカマド付近と中央部南側に炭化物が認められる。カマドは東壁の南側に設けられており、粘土を使用した遺存状態の良好的なものである。南袖には平瓦を使用している。焚口部および内壁はかなり焼けている。柱穴は認められなかった。本住居跡はSB313建物跡と重複しており、精査した結果SI303住居跡の床面で検出したSB313建物跡の掘り方は住居跡の埋土では確認されず、SI303住居跡がSB313建物跡を切っていることが判明した。

SI 303 住居跡出土遺物

(第6図 図版20)

須恵器

杯：1、3、4は埋土、2はカマド付近より出土した。いずれも回転ヘラ切



りであり、4を除いて再調整はない。4は底部周縁に回転ヘラケズリ調整を施している。口縁部に重ね焼き痕跡がみられる。1～3は丸底風であり、1の底部には「小」のヘラ記号がある。いずれも焼成は良好である。

台付杯：回転ヘラ切りである。高台を貼り付けた後に周縁部にナデを施している。胎土には小石粒を含み、焼成良好であり濃い灰青色を呈している。

円面鏡：カマド付近より出土した破片である。図上復元で径15.8cm、器高9.8cmを測る。陸の部分は回転ヘラケズリ調整がなされ、ほぼ平坦であり非常にスベスベしている。内側には高さ約0.8cm程の縁が回っている。脚部は2条の沈線で区画されており、長方形の透しがみられ、4ヶ所にあけられたものと思われる。さらに各透しの間には約1.5cm間隔で5～6本の沈線が縱方向に刻まれており、それらの上、下端には横方向に刻みが入れられている。さらに脚部下方にはヘラ状工具により2列の波状文が回っている。胎土は非常に緻密で、固く焼きしまっており灰青色を呈する。

石製品

砥石：上部に穿孔して携帯用にした長さ7.4cm程の砥石である。表裏二面を使用しており非常に磨滅してスベスベしている。石質は緑色凝灰岩である。

鉄製品

脛巾金：刀子の茎に貫き区ぎわにはめ込み刀身をかためる環状金具である。床面より出土した。約3cm程の大きさであり、厚さは約4mmを測る。銹化が著しく、また表面には柄木が付着している。

鉄鎌：埋土より出土した全長8cmを測る鎌である。先端部は打撃によって偏平にし、わずかに巾広くなっている。茎の部分は断面が台形を呈する。全体に銹化している。

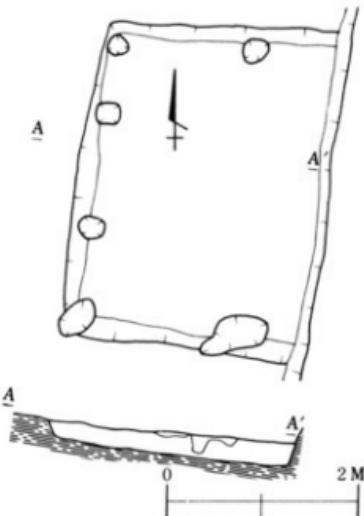
鉄釘：10～12ともに床面から出土した。11は全長8.6cmを測る。いざれも銹化が著しい。断面は10、11が方形、12は梢円形を呈する。

磨製石斧

埋土より出土した。現存する全長は12.6cmを測る蛤刀形石斧である。刀部は欠損している。全体によく研磨されておりスベスベしている。

SI 304 住居跡 (第7図 図版4)

住居跡の東側は調査区外であり検出できないが、調査部分のプランから推定して隅丸方形を呈すると思われ



第7図 SI 304住居跡

れる。南北は約3.5mを測る。壁は若干くずれているが比較的良好で床面から傾斜をもって立ちあがり、壁高約16cmを測る。床面は地山白色砂でほぼ平坦であるが、非常に軟弱である。柱穴は径約28cm程を測るものが壁直下のコーナー部と辺上に認められる。周溝は認められない。



SI 304 住居跡出土遺物 (第8図 図版20)

須 恵 器

蓋：埋土より一点出土した。回転ヘラ切りと思われる。偏平なツマミをもつが、中心部は、わずかに擬宝珠状を呈する。天井部は平坦であり、ゆるく湾曲しながら口縁部に至る。口縁はわずかに内反する。内面はスペスペしており鏡に転用している。焼成良好で黒灰色を呈する。

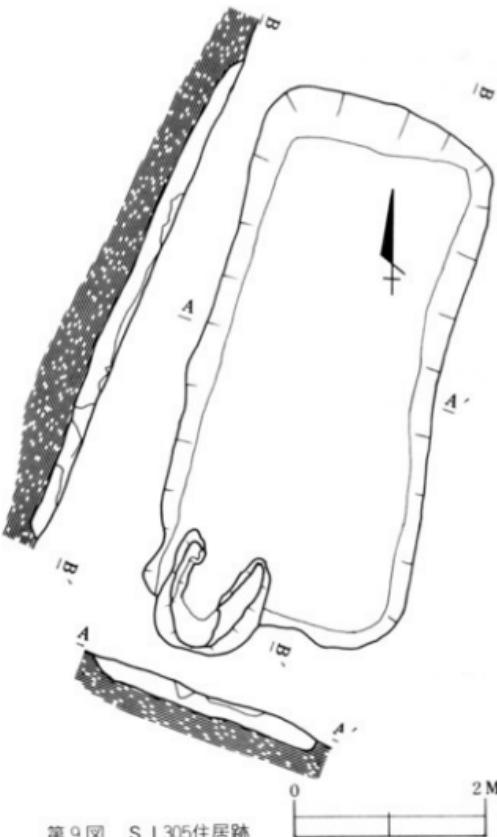
鉄 製 品

刀子：埋土より出土した破損品である。全体に錆化が著しい。

第8図 S I 304住居跡出土遺物

SI 305 住 居 跡 (第9図 図版5)

東西約2.6m、南北約5.7mを測る南北に長い隅丸長方形のプランを呈する住居跡である。壁は砂地のためにくずれているが、壁高は約20cmを測る。周溝は認められない。床面は地山砂で非常に軟弱である。カマドは南壁の西寄りに設けられ、粘土で構築されているが遺存状態は良好でない。焚口部と内壁はかなり焼けており、炭化物、焼土が多く認められる。柱穴は認められない。



SI 305 住居跡出土遺物

(第11図 図版20)

格 子 目 瓦

住居跡のカマドに補強材として用いた格子目瓦である。一枚造りと思われ、裏面は巾約5.5cm、長さ約12cm程の格子目板でタタキしめられている。

第9図 S I 305住居跡

SI 306 住居跡(第12図 図版5,9)

東西約4.8m、南北約5mを測るほぼ方形のプランを呈し、遺存状態は良好である。壁は北、西壁はかなりくずれているが、東、南壁は遺存が良く壁高約40cmを測る。壁直下には南側を除いて、狭い部分で幅約20cm、広い部分で約40cm程の周溝が回っているが、かなりくずれており非常に浅いものである。柱穴は壁直下コーナー部の四隅に径約40cmを測るもののが検出された。また北壁西側には径約1m、深さ約30cmを測るビットが確認されたがこのビットは本住居跡よりも新しいものである。カマドは南壁の西寄りに粘土で構築され、遺存の良好なものである。焚口、内壁はかなり焼けしており、焼土、炭化物が多量に認められ、またカマド内から多量の遺物が出土した。

SI 306 住居跡出土遺物

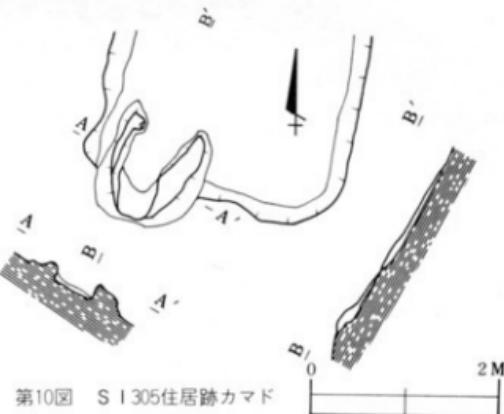
(第14、15、16図 図版11、20、21、22)

土 師 器

甕：14、16はカマド内、15は埋土内より出土した。口縁部より頸部にかけてゆるいカーブを描き、頸部に一段稜が回っている。外面口縁部は横方向、体部には縱方向の細かいカキ目を施し、内面には横、斜方向にカキ目を施している。全体に焼成不良で非常に磨滅が激しい。15は口径21.4cmを測る。口縁部から頸部にかけて「く」の字状を呈し、胴部は若干張り出している。口唇部には細い凹線が回っている。外面頸部下方と内面口縁部にはきれいに横方向のカキ目を施し、内面胴部下方には斜方向にカキ目を施している。焼成は良好である。16は口径19.4cmを測る。頸部はゆるいカーブを描いている。13は口径12cm、器高9.8cmを測る。口縁部は若干内反し、頸部は「く」の字状を呈する。胴部下端と底部全面に手持ちのハラケズリを施している。

須 恵 器

杯：1、2、4、5、8、9は埋土、3、6、7は床面より出土した。1～5は回転ヘラ切りで



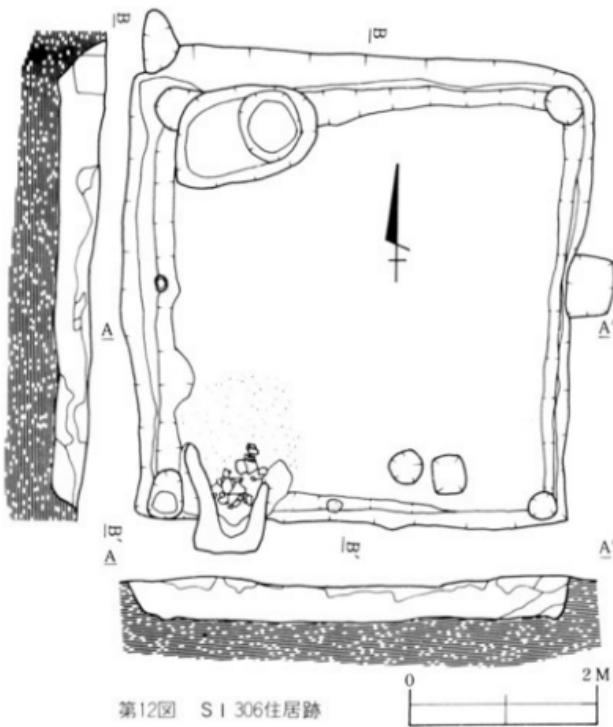
第10図 SI 306住居跡カマド



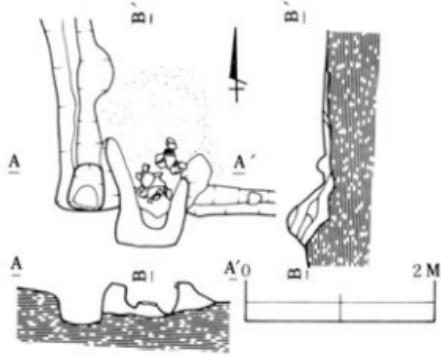
第11図 SI 306住居跡出土 格子目瓦

調整はない。いずれも焼成良好であるが、3、4には胎土に砂粒を多量に含んでいる。3の底部にはヘラ記号がある。2には重ね焼き痕跡がみられる。4、5は底部より丸味をもって立ちあがり若干丸底風を呈している。6は回転ヘラ切りであり、調整はない。焼成良好であるが全体に二次加熱を受けたのか黄橙色を呈している。7～9はいずれも回転ヘラ切りで調整はない。9の底部にはナデがみられる。また7～9の底部には墨書があり「日」と判読できる。

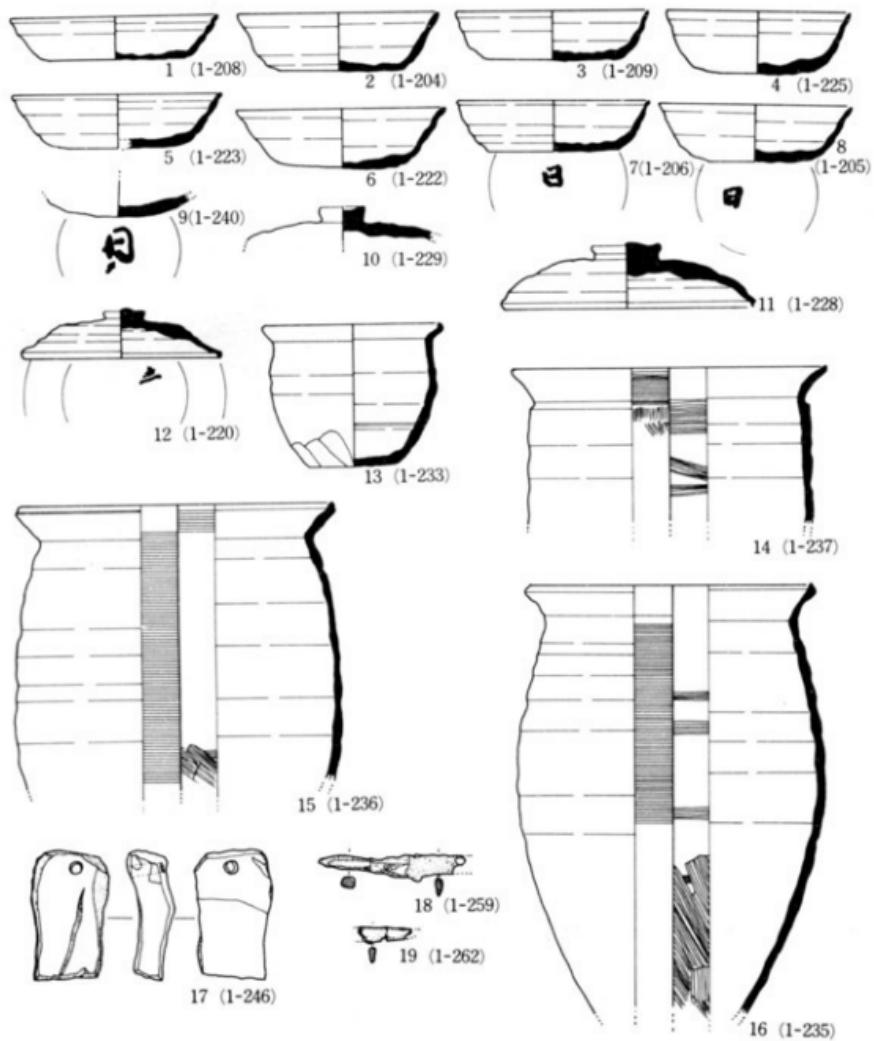
蓋：10は黄橙色を呈し、二次加熱を受けたものと思われる。偏平なツマミを有し、天井部周縁に回転ヘラケズリを施している。11は擬宝珠状のツマミを有する。天井部からゆるい湾曲をもちながら口縁部に至り、口縁は若干内反する。天井部周縁には回転ヘラケズリを施している。焼成は良好であるが二次加熱を受けたのか色調は赤褐色を呈する。12は擬宝珠状のツマミを有する。天井部よりゆるい段をなし口縁部に至り、口縁はわずかに内反する。焼成は良好で灰青色を呈す。天井部には墨書が認められ「主」と判読できる。いずれの蓋もロクロからの切り離し技法は判然としない。



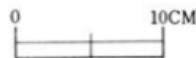
第12図 S I 306住居跡



第13図 S I 306住居跡カマド



第14図 S I 306住居跡出土遺物



石 製 品

砥石：17は緑色凝灰岩を素材にした砥石であり、上面に穿孔しており携用用のものである。使用面は表裏と片側面の3面であり、非常にスペスベしている。

鉄 製 品

刀子：18は床面、19はカマド内より出土した。18は全体に銹化が著しい。刃は不明である。茎の部分の断面は円形を呈し、柄木の痕跡が付着している。19は刀身の一部であり、銹化が著しい。

銭 貨

和同開珎：住居跡床面上より出土したきわめて遺存状態の良好な貨幣である。銅銭であり、計測値は径25.1mm、厚さ1.45mm、内径6.3mm、重量1.7357g（秋田県計量検定所計測）である。「和同開珎」の銭文が明確に読みとれる。

SI 307 住 居 跡 (第17図 図版6、9)

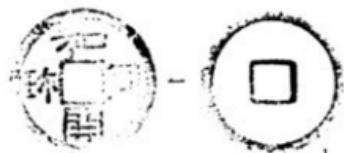
西側は調査区外であり不明であるが、南北約2.2mを測り、推定プランは東西に長い隅丸長方形を呈すると思われる。壁高は約15cm程であり、かなりくずれている。周溝は認められない。床面は平坦である。カマドは北壁の東側に設けられており、粘土で構築された遺存の良好なものである。内壁は赤く焼けて固くなっている。また内部、焚口部には炭化物、焼土が多量に認められる。本住居跡はSB314掘立柱建物跡と重複しており、SI307がSB314を切っていることが判明した。

SI 307 住居跡出土遺物 (第19図版22)

須 恵 器

杯：1～4ともに埋土より出土した。いずれも回転ヘラ切りであり再調整はないが、3にはナデがみられる。1は二次加熱を受けたと思われ黄橙色を呈している。2、3には重ね焼痕跡、4には火だしきがみられる。3の底部には墨書「中□[七]」があり、「□」の中は「漆」と思われる。

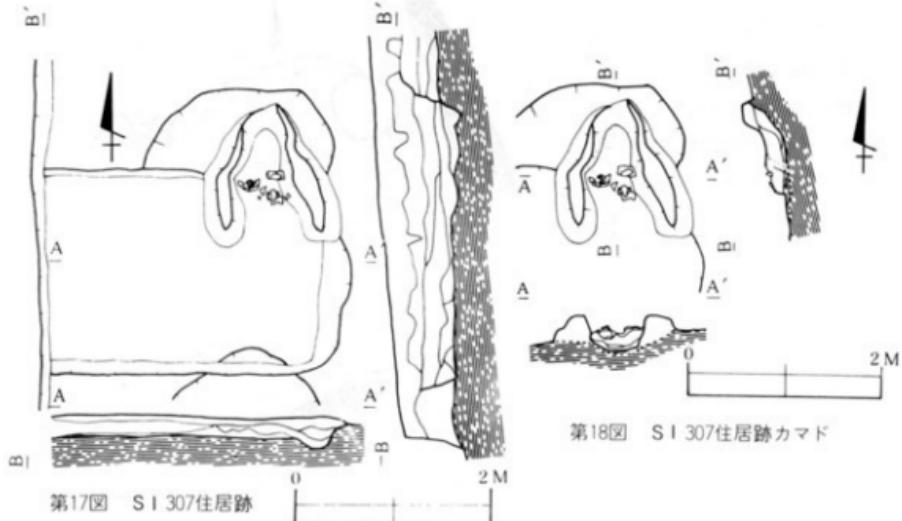
台付杯：カマド内より出土した。回転ヘラ切りである。高台を貼り付けた後にきれいにナデを施している。丸味をもちながら立ちあがり、口縁部は外反する。



第15図 SI 306住居跡出土遺物

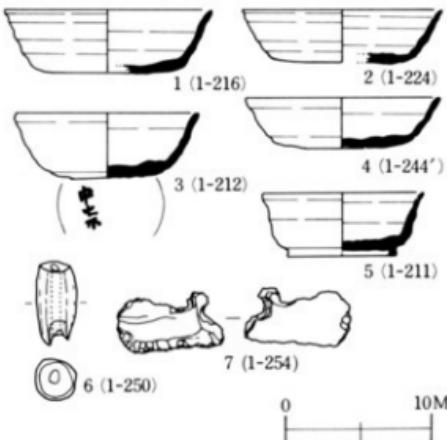


第16図 SI 306住居跡出土 格子目瓦



第17図 SI 307住居跡

第18図 SI 307住居跡カマド



第19図 SI 307住居跡出土遺物

SI 308 住居跡 (第20図 図版6)

東西約2.9m、南北約3.1mを測る隅丸方形のプランを呈する。遺存状況は良好でない。壁とカマドの一部が前回国営調査で検出した掘り方に切られている。壁高は約12cm程であり、かなりくずれている。周溝、柱穴は認められない。床面は軟弱である。カマドは東北コーナー部に設けられ、粘土で構築されているが、かなり壊われており遺存度は良くない。床面には埋土上面では確認されなかったSB313建物跡の掘り方が認められ、SI308住居跡がSB313建物跡を切っていることが判明した。

SI 308 住居跡出土遺物

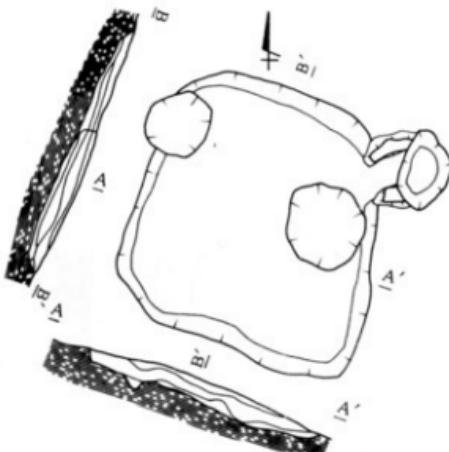
(第21図 図版22)

須 恵 器

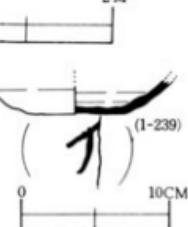
杯：カマド付近より出土した。

回転ヘラ切りで再調整はない。

底部よりゆるく湾曲しながら立ちあがっている。底部には墨書が認められるが半分近く欠損しており判読はできない。



第20図 SI 308住居跡



第21図

SI 308住居跡出土遺物

SI 309 住居跡

(第22図 図版7)

南側にわずかに傾斜する地に構築されている。東西約3.8m

南北約5.5mを測る隅丸長方形のプランを呈する。壁はくずれてはいるが、北側の壁高は約30cmと良好である。壁直下には幅約40cm、深さ約10cmを測る周溝が回っている。床面は若干傾斜しており、炭化物が部分的に認められる。カマドは認められない。

SI 309 住居跡出土遺物 (第23図 図版22)

須 恵 器

杯：1は回転ヘラ切りで再調整はない。底部から若干丸味をもちら立ちあがり口縁部に至る。焼成は良好であるが黄橙色を呈し、二次加熱を受けているものと思われる。底部には墨書が認められ、「一」と判読できる。

台付杯：2～4ともに埋土出土である。いざれも回転ヘラ切りと思われ、再調整はないが、2、4は高台を貼り付けたのちにナデを施している。2～4ともに焼成は良好である。2の底部には墨書が認められ「花」と判読できる。

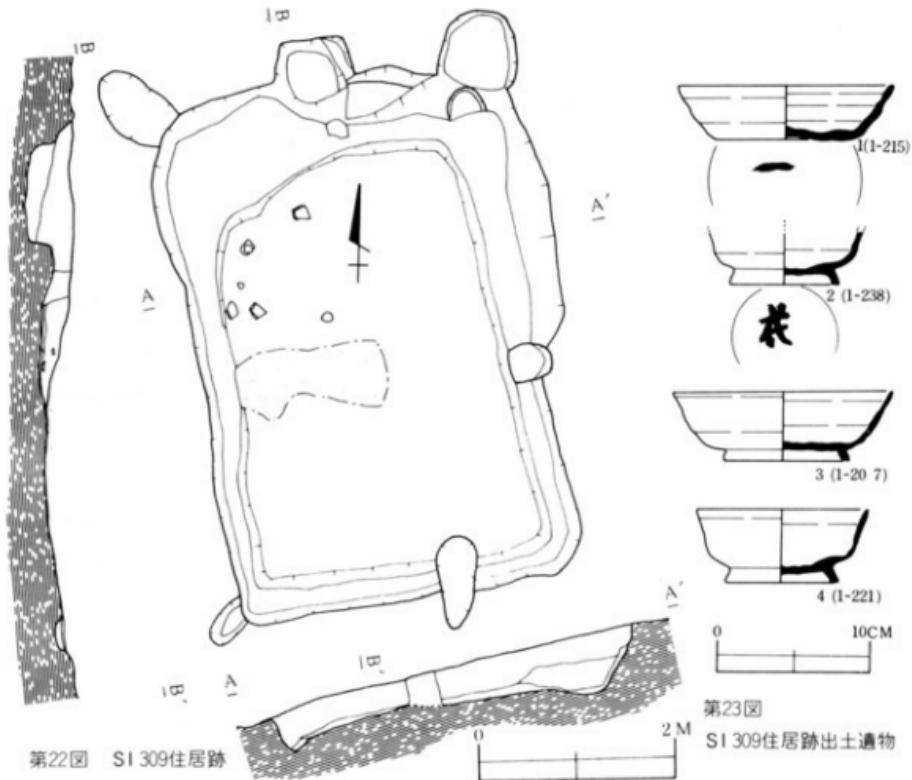
SI 310 住居跡 (第24図 図版7)

北側半分以上は新しい削平によって削りとられている。東西約4mを測る。残存している壁は良好で壁高約30cmを測る。床面は地山砂で軟弱である。周溝、柱穴は認められない。

SI 310 住居跡出土遺物 (第25図 図版22)

須 恵 器

台付杯：埋土より1点出土した破損品である。回転ヘラ切りであり、高台を貼り付けた後に内側



第22図 SI 309住居跡

第23図
SI 309住居跡出土遺物

に回転ヘラケズリを施している。胎土には小石粒を含むが、焼成は良好である。

SI 311 住居跡 (第26図 図版8)

東側は調査地外で不明である。南北約2.2mを測り、隅丸長方形を呈すると思われる。壁は非常に浅くわずかに約8cm程でかなりくずれている。周溝、柱穴は認められない。

SI 312 住居跡 (第27図 図版8)

住居跡の大部分は調査区外であり、わずかに南西コーナー部を検出した。検出した範囲での壁は遺存良好で壁高約40cmを測る。

建物跡

SB313 建物跡 (第28図 図版3)

SB313建物跡は2間×5間の東西棟総柱の掘立柱建物跡である。北側桁行の掘り方の一部は前回の国営調査で発掘されている。掘り方平面形はほぼ円形を呈し、径約1~1.4mを測る。深さは約40

~50cmを測り、円錐状を呈する。柱痕跡は平面で精査した段階では確認できなかったが、南側梁行では径約25cm程の柱痕跡が断面観察の結果認められた。梁行方位は真北に対して東に4度30分振れている。本建物跡はSI303住居跡SB314建物跡と重複している。

SB313 建物跡出土遺物

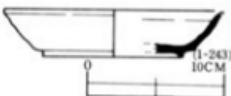
(第29図 図版20)

須恵器

台付杯：東側梁行の北側掘り方内より出土した。回転ヘラ切りで、高台を貼り付けた後に周縁にナデを施している。底部より丸味をもつて立ちあがり、体部は外側にゆるく湾曲して口縁部に至り、口縁はわずかに内反する。底部にはヘラ記号「×」印がみられる。



第24図 SI 310住居跡

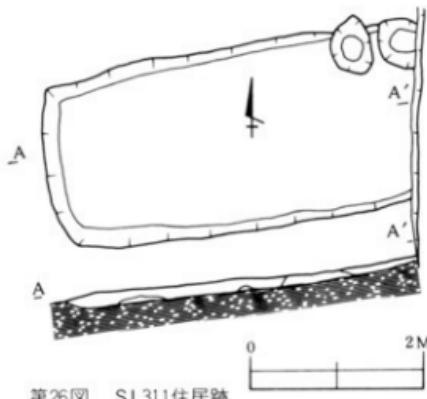


第25図

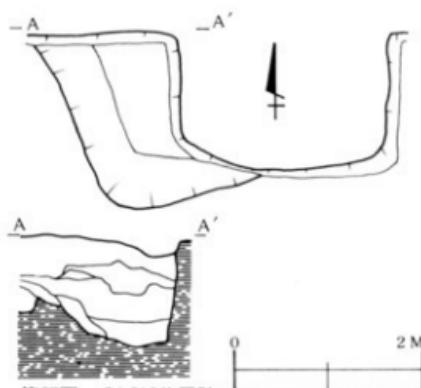
SI 310住居跡出土遺物

SB314 建 物 跡 (第30図 図版3、10)

SB314建物跡は調査地西側で検出した2間×6間の南北棟掘立柱建物跡である。北側の3個の掘り方は柱痕跡のある部分が国営調査で発掘されている。掘り方の平面形はほぼ円形であり、径約1.8~2mを測る。深さは確認面より約1~1.4mを測り、円錐状を呈している。埋土はいずれも褐色、暗褐色、黄褐色の砂質土である。柱痕跡はおおむね径40cm前後であり、黒色砂に炭化物が混じっており、埋土上部は黄褐色粘土が堆積している。南側梁行掘り方では重複が認められ、建物の建替が

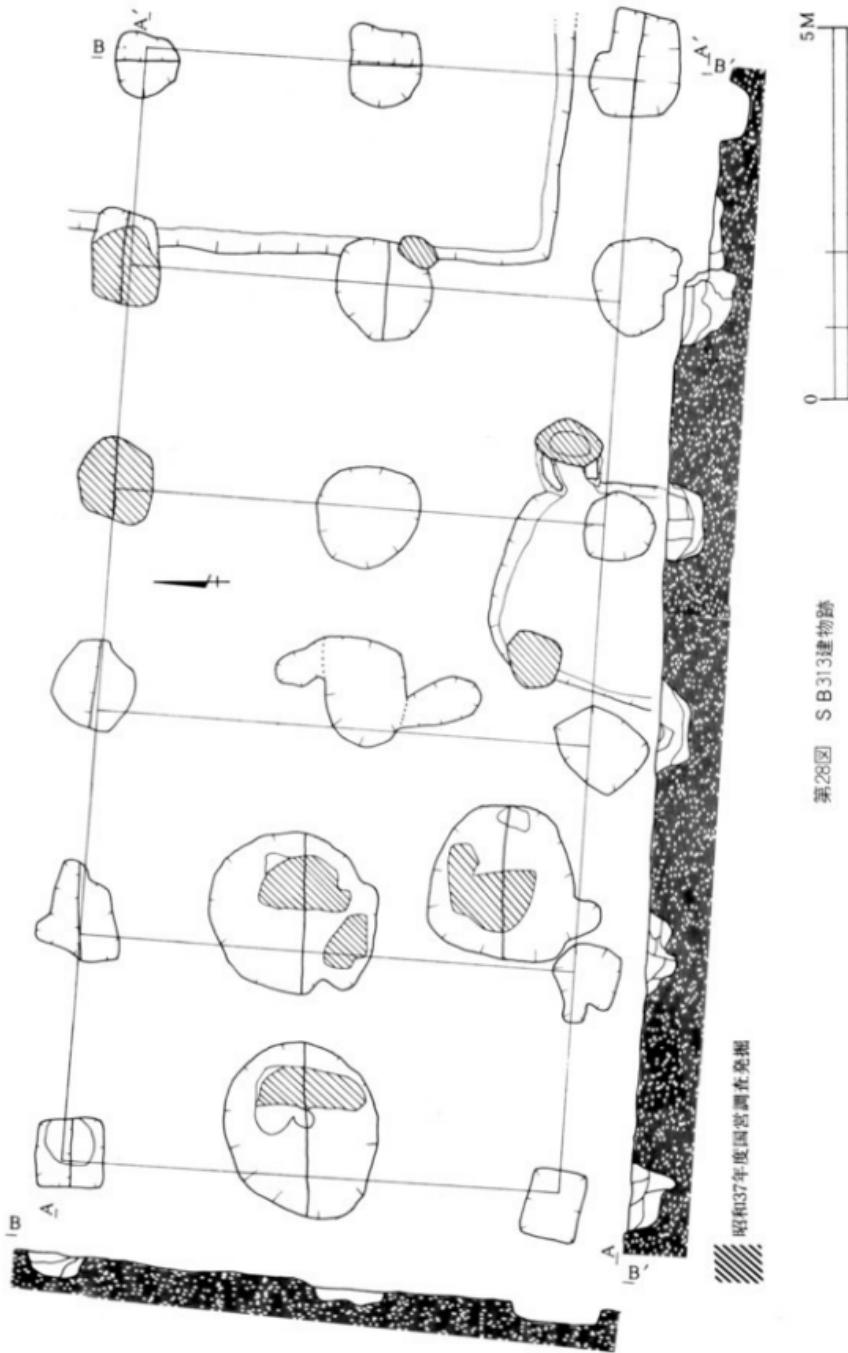


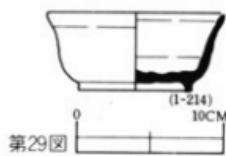
第26図 SI 311住居跡



第27図 SI 312住居跡

第28図 S B313建物跡





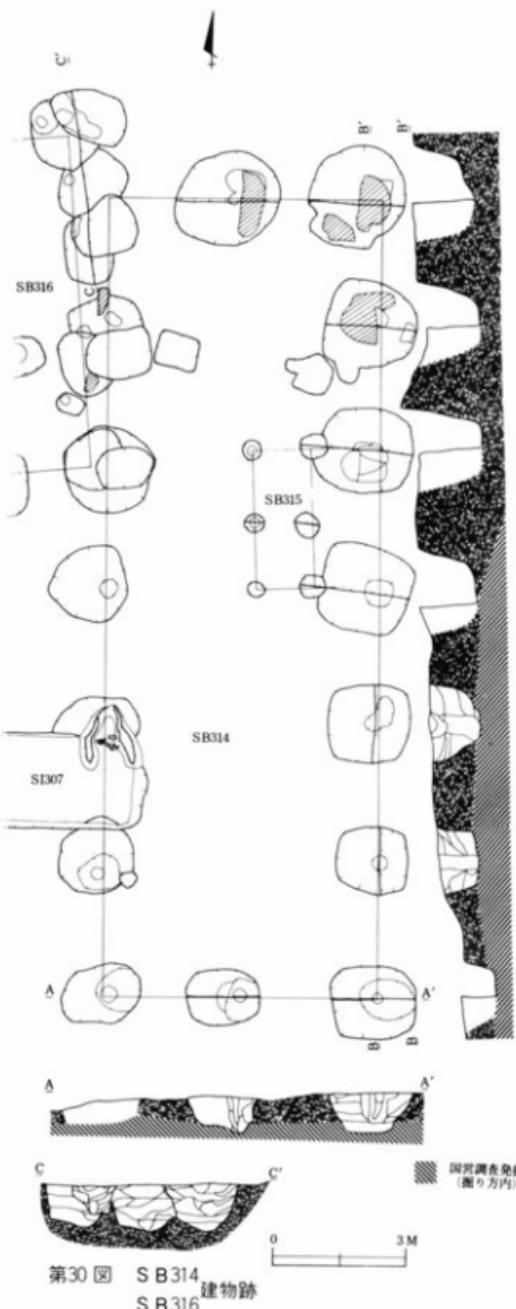
第29図 SB313建物跡出土物

考えられるが他の掘り方では認められず詳細は不明である。桁行は真北に対して西に約2度振れている。本建物跡はSB313、SB315、SB316建物跡と重複しており、断面観察の結果いずれの掘り方からも切られており、本建物跡が古いものであることが確認された。

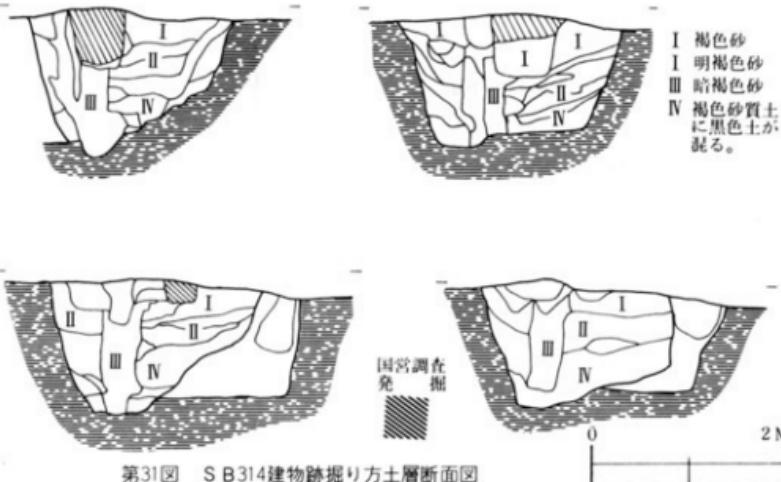
SB315 建 物 跡

(第32図 図版3)

SB315建物は1間(3.5m)×2間(1.7+1.7m)の南北棟掘立柱建物跡で、西面に廟を有する。掘り方平面形は円形を呈し、径約60cmを測る。深さは確認面より約35cm程度である。柱痕跡は平面では確認できず断面を観察した結果径約20cmを測る痕跡を確認した。掘り方埋土は褐色砂質土であり、柱痕跡部分は赤褐色粘土である。桁行は真北に対して西に約3度振れている。本建物跡はSB314建物跡を切っており、SB314建物跡より新しい建物



第30図 SB314, SB316 建物跡

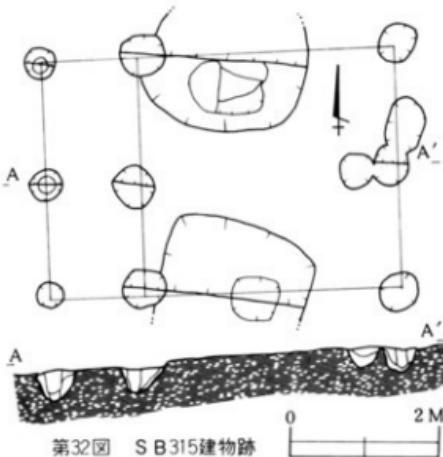


第31図 SB314建物跡掘り方土層断面図

跡である。

SB316 建 物 跡 (第30図 図版3)

SB316建物跡は調査地中央部西端で検出した。南北3間(2.5+2.5+2.5m)×西に1間以上延びる掘立柱建物跡である。西側掘り方は調査区外で検出できなかった。掘り方平面形は不整円形で径約110cm、確認面よりの深さは約90cmを測り円錐状を呈する。いずれの掘り方もSB317とした抜き取り穴と思われる掘り方によって切られており、柱痕跡も認められないことから柱は抜き取られたと思われる。本建物跡はSB314よりも新しい建物である。



第32図 SB315建物跡

SB318 建 物 跡 (第33図 図版2)

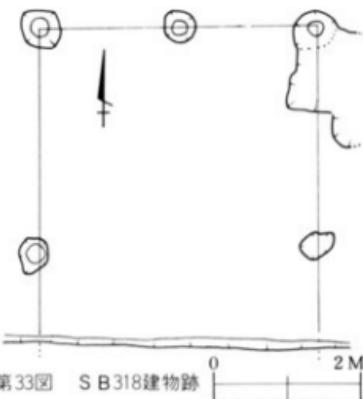
SB318建物跡は調査地南端で検出した。東西2間(1.9+1.9m)×南北1間以上(3.1m...)であるが南側は調査区外で不明である。掘り方平面形はほぼ円形を呈し、径約40~50cmを測る。柱痕跡は平面で認められ、黄色粘土の埋土が入った径約20cm程を測るものである。桁行は真北に対して約1度30分西に振れています。

ビット群

SA319. 320. 321. 322. 323ビット群

(第3図 国版2)

建物跡の一部を形成するものも存すると思われるが、多くは径20~30cmを測る。遺存の良好なものでは約60cmを測り、柱痕跡の認められる掘り方もある。いざれもその性格については不明である。



第33図 SB318建物跡

3 各層出土遺物

表土層出土遺物

(第34図 3. 5. 8. 13. 国版23)

須恵器

台付杯：回転ヘラ切りで再調整はない。貼り付け高台である。底部より丸味をもって立ちあがり、ほぼ直線的に口縁部に至る。底部に墨書が認められ「中□」とあるが「…□」あるいは「葉」と判読できると思われる。

石製品

砥石：5は上部に穿孔した携帯用の砥石である。長さ7cmを測る。使用面は2面でありスベスベしている。表面には使用痕と思われる擦痕が認められる。

土製品

土錘：表採資料である。長さ約5cmを測り、断面は円形を呈する。焼成は良好である。

縄文土器

台付土器の脚部と思われる、文様の配置は3単位であり、沈線で区画した間に



第34図 各層位出土遺物

は梢円と円の組み合せて透しがあり、上下に三叉文を配している。口縁部と沈線間には単節斜縄文を施している。

第II層褐色土出土遺物

(第34図2, 7, 11, 図版23)

須恵器

台付杯：2は体上部は欠損している。切り離しは不明である。高台を貼り付け、周縁にきれいなナデを施している。体部には全体にていねいに回転ヘラケズリ調整を施している。焼成良好で灰黒色を呈している。

土製品

土鍤：7は長さ5.2cmを測る土鍤である。断面は円形を呈している。焼成は良好である。

鉄製品

鉄鎌：身の部分は欠損している。現存する長さは3.2cmを測る。断面は四角形を呈する。錆化が著しい。

第III層褐色砂質土出土遺物 (第34図4, 9, 10, 12 図版23)

須恵器

杯：底部の破片である。切り離しは不明である。きれいに回転ヘラケズリ調整を施している。二次加熱を受けたのか色調は黄橙色を呈する。底部に墨書が認められるが半分以上欠損していたため判読不能である。

鉄製品

鉄鎌：9, 10, 12ともに錆化が著しい。9, 10は身の部分が欠損している。断面は四角形を呈する。12は全長10.8cmを測る。身の部分は打撃を加えて偏平にしている。茎の部分の断面は四角形を呈する。

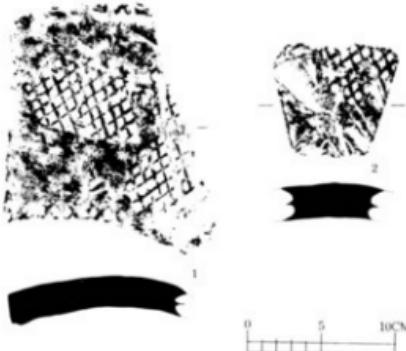
地山砂層上面出土遺物 (第34図1, 6, 13, 図版23)

赤褐色土器

口径13.4cm、器高4.6cmを測る。回転糸切りで再調整はない。底部よりゆるく内湾しながら口縁部に至る。焼成は良好で赤橙色を呈する。

石製品

砥石：上部はわずかに欠損している。上部に穿孔を施した携帯用の砥石である。現存する長さは



第35図 各層位出土 格子目瓦

約13.6cmを測る。使用面は4面全部を使用しており磨滅してスペスペしている。また両側面には使用痕とみられる擦痕がある。

鉄製品

刀子：身の部分は一部欠損している。現存する長さは約6.4cmを測る。銹化が著しい。身の断面は長梢円を呈する。

格子目瓦（第35図 国版23）

1は褐色土、2は表土より出土した。1は一枚造りと思われ、巾5.5cm程の格子目板でタタキしめられている。2は下端にヘラ描きがみられる。

石郷岡 誠一

III 第22次発掘調査

1) 調査経過

第22次調査は、寺内字鶴ノ木地区を対象とし、6月23日から8月12日まで実施し、発掘調査面積は約1,296m²（約392坪）である。

調査地は昨年度の第18次調査地の北に隣接する地区で、北にわずかに傾斜するがほぼ平坦な畠地であり、調査地北端で比高1m程の一段高い畠地となる。

昨年の第18次調査で、推定四天王寺第一次講堂跡と考えられていた地区を含め調査が行なわれ、12棟の掘立柱建物跡、井戸跡、住居跡、土塙などが検出された。

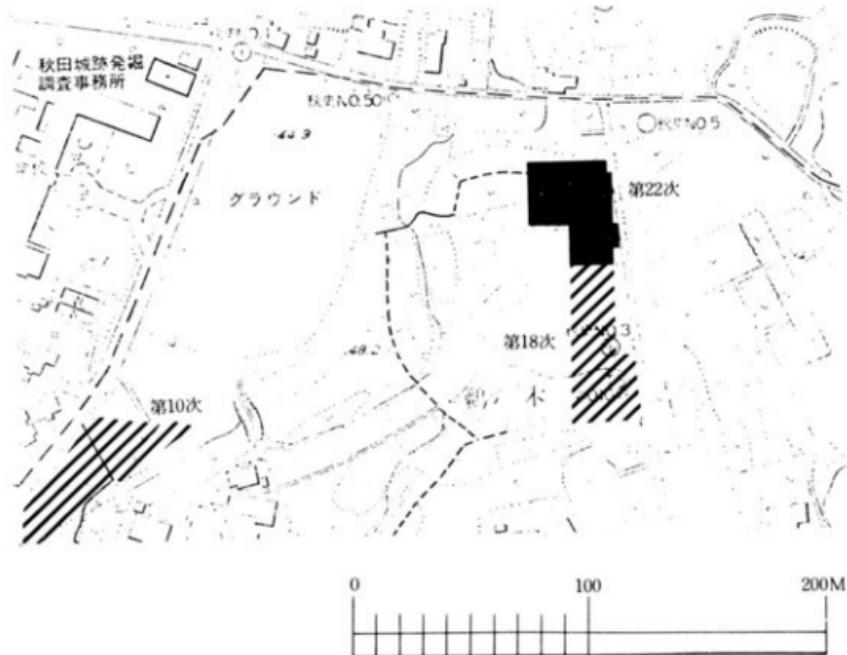
本調査はこれら遺構の更に北側への広がりの有無と、これらを区画する施設遺構の追求を目的に実施した。

6月24日から下刈り、グリッド設定を行ない、一部、第18次調査地と重複するグリッドを設けた。発掘は南側のグリッドから開始し順次北に発掘区を拡張して行った。北側グリッドを除き、全体に20~30cmの厚さの耕作土下は赤褐色土となる。更に下層は黄褐色粘土の基盤寺内層である。最初、耕土は赤褐色土層面まで行ない、同層面での遺構の追求を行なった。

6月28日、埋土に赤褐色土器を含むSK327、328を検出、7月5日耕作による擾乱層下でSK331の一部を確認する。

MQから北のグリッドでは耕作による擾乱が更に著しく、赤褐色土層面に幾筋もの耕作擾乱溝がみとめられ、擾乱は地山粘土層まで至っている。NB-75・76グリッドにて巾50cmのSD348溝を確認、同溝埋土からは近世の染付、磁器片などが出土、又、発掘区東側で道路下に埋設された土管と連結する状態であり、近年まで使用された排水溝であることが判明した。

7月7日から7月15日まで調査地北西部の表土剥ぎを行ない、赤褐色土層面での遺構の追求を行なった。しかし、NC~NE-84を中心とする一帯には赤褐色土層の堆積がみとめられず、褐色砂、



第36図 第22次調査周辺地形図

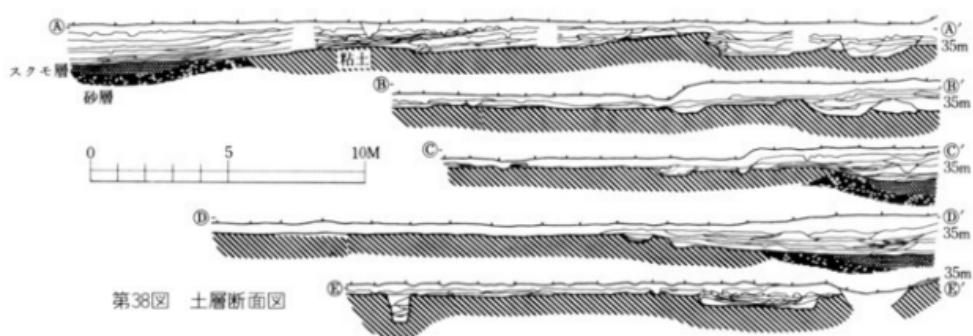
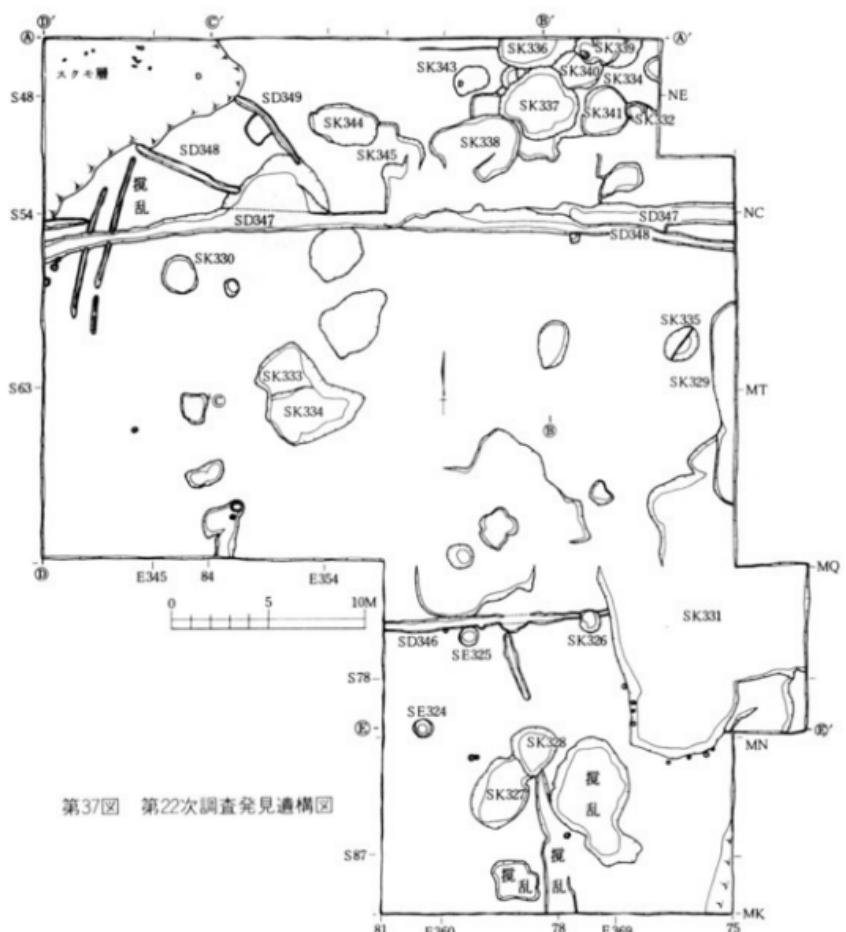
黒色土、灰白色粘土の層序に各層が堆積し、MT-84グリッド付近では耕作土下がすぐに地山粘土層となり、赤褐色土が既に削平されているものと考えられた。

7月18日、NB-85グリッド付近でSD348溝と埋土の異なるSD347溝を確認した。SD347溝埋土は灰褐色粘土、砂が主で、ほぼ東西方向に走ることが判明した。

NC-NE-84グリッドを中心とする調査地北西部は上述の如き層序がみとめられ、地山粘土層が北に急激に傾斜し、スクモ層に続くことが確認された。スクモ層下は灰白色砂層となり、同層は湧水層である。スクモの堆積する一帯は本来、湿地であったものと考えられ、近年まで付近住民は「どじょう沼」と通称していた。スクモ層は無遺物層であるが上層の灰白色粘土層からは須恵器、土師器、赤褐色土器、瓦が出土した（7月19日）。

7月20日から赤褐色土層面における明確な遺構の確認がなかったため、同層を除去し、地山粘土面をあらわす。赤褐色土層内からは瓦の小片や赤褐色土器、須恵器、風字鏡の小片が出土した。

7月26日まで北側一部グリッドを除き、地山粘土層をあらわしSE324、325井戸跡、SK326、327、328、329、330、331、332、333、334土地を検出した。SK327、328を除き、すべて赤褐色土を除去



去した段階で確認された。埋土は灰褐色粘土である。同日よりこれら遺構の埋土を掘り上げ、断面図作成、写真撮影を行なう。又、並行して畔の写真撮影、土層断面図作成を行ない、終了後、畔を除去していった（8月1日）。

北側のNC～NE-75～86グリッドは上記のグリッドとは異なり、耕作土下層は褐色砂、黒色土、黄褐色砂となり、黄褐色砂は西に隣接する大畠地区にみとめられる地山の飛砂と類似するため、当初、同層上面にて掘り下げを止めていた。しかし、トレンチを設け調査したところ、黄褐色砂下で灰褐色粘土の遺物包含層がみとめられた。黄褐色砂を除去し、重複する不整平面形の土塙群を確認した。

検出順にSK336、337、338、339、340、341、342土塙とした。前述の灰褐色粘土はこれら土塙の埋土であることが判明した。土塙埋土は須恵器、土師器、赤褐色土器、瓦が出土した。

これら土塙群のうち重複関係あるものを調査した結果、その新旧関係が明らかになった例がある。しかし、埋土及び出土遺物、或いは埋土上層を覆う堆積層の状況から、時期的な差と考えるより、工程の順による切り合いと考えられ、これら土塙群が極めて近い時期に掘り込まれたものと考えられた。

特にSK338土塙床面からは、多量の遺物が一括投棄された状態で出土した（8月5日）。

8月8日から8月11日まで遣り方を設定し、発掘区全体の平面実測を行ない、12日、全景写真的撮影を行ない、調査を終了した。

2) 発見遺構と出土遺物

第22次調査で検出した遺構は井戸跡、土塙、溝である。調査目的であった第18次調査検出の建物群に関連すると考えられる遺構の検出はなかった。しかし、検出したSD346溝と第18次調査検出SD247溝の間が約30m（100尺）、SD346溝とSD347溝の間が約21m（70尺）を測り、完数値を得ることができた。又、これら溝と溝の間の地域は、わずかに、二、三の土塙、井戸跡などが検出されただけで、建物跡、住居跡などの遺構が全く認められない。更に、土塙群の密集する地区も、SD347溝北側、SD247溝（第18次調査検出）南側に限られる。

これらのことから、この溝が単なる排水を目的としたものと考えるより、地域を区切るような性格を有する施設か道路などの側溝の可能性が考えられる。今後、更に周辺地域の調査を行なうことでの性格を明らかにしていきたい。

SE324 井 戸 跡 （第38図）

耕作土下層の赤褐色土層を除去した段階で、地山粘土面にて確認された。平面形はほぼ円形で、直径約1m、深さ約1.1m、素掘りの井戸跡である。埋土最下層は灰青色粘土、上層は褐色粘土、灰

化物と焼土混じりの暗褐色土であり、第18次調査検出のSE270井戸跡埋土に類似する。埋土から須恵器甕小片が出土した。

SE325 井戸跡 (第38図 図版13)

SE324井戸跡、北東5m程で、地山粘土面にて確認された。平面形は円形、直径約90cm、深さ60cmと浅い。埋土がSE324井戸跡と同じであり、赤褐色土堆積以前に上面を削平されたものと考えられる。SD346と接するが、切り合ひを把握することはできなかった。出土遺物はなかった。

SK326～SK345土塙

(第40図 図版12、13、14)

地山粘土面にて20基の土塙を検出した。

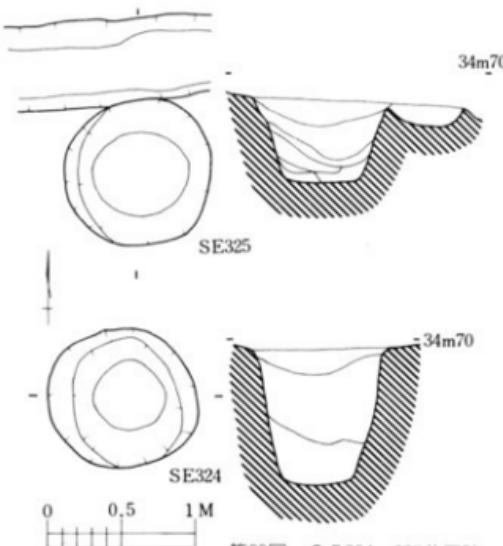
SD347溝以南では単独、或いは重複しても二基で、まばらに分布するが、発掘区北東部では集中し、幾つも切り合っている。各々、平面形、深さが異なり、画一性がない。SD347溝以南ではSK331、SK329のように落ち込みが広範囲に及ぶものと、SK327のように2～4m程のものがみとめられ、深さも20～40cm程で浅い。又、深さ5～10cm程の灰青色粘土を埋土とする落ち込みが確認されている。

発掘区北東部、SK337土塙を中心とする土塙群は出土遺物も多く、切り合ひ状態も把握された。SK338をSK337が、SK337をSK336が、SK336をSK339が、SK340をSK337、SK336、SK339、SK341をSK332が切っているのが確認された。これら土塙の切り合ひは埋土状態、出土遺物が類似するものであり、時期差を考えるより、短期間の作業工程による切り合ひと考えられる。床面は中央部が最深値を示す鍋底状を呈し、掘り込み壁も判然としており、垂直な立上りをなす例もある。最も深いSK337、SK338は確認面である地山粘土層を約1m近く掘り込んでおり、浅いSK336でも約50cmの深さを測る。第18次調査北部検出の土塙群のように意識的な整地がなされた痕跡はない。

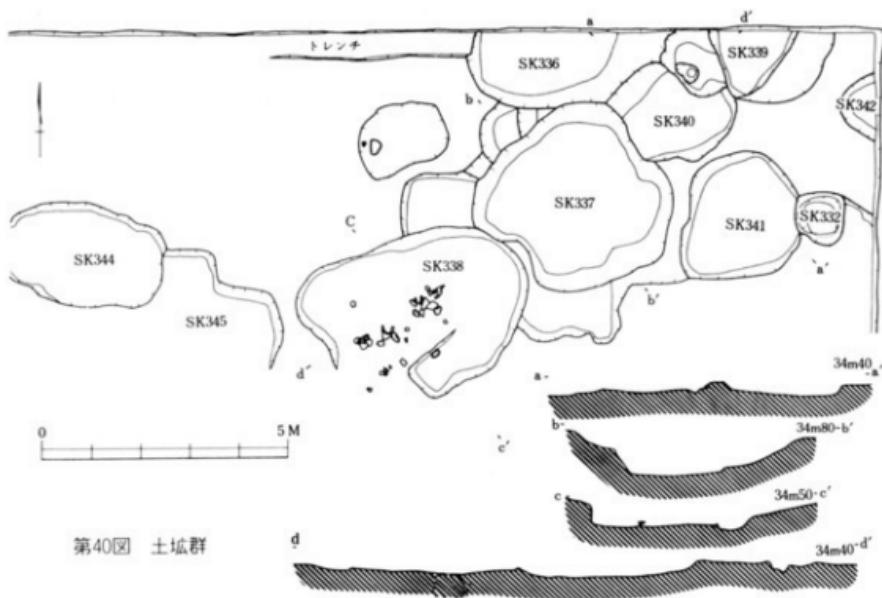
土塙出土遺物

SK331土塙出土遺物 (第41図6 図版24)

埋土から回転糸切り再調整のない赤褐色土器が出土している。器高の低い皿状を呈する。他に瓦



第39図 S E 324・325井戸跡



片が出土している。

SK332 土塙出土遺物 (第42図2 図版16、25)

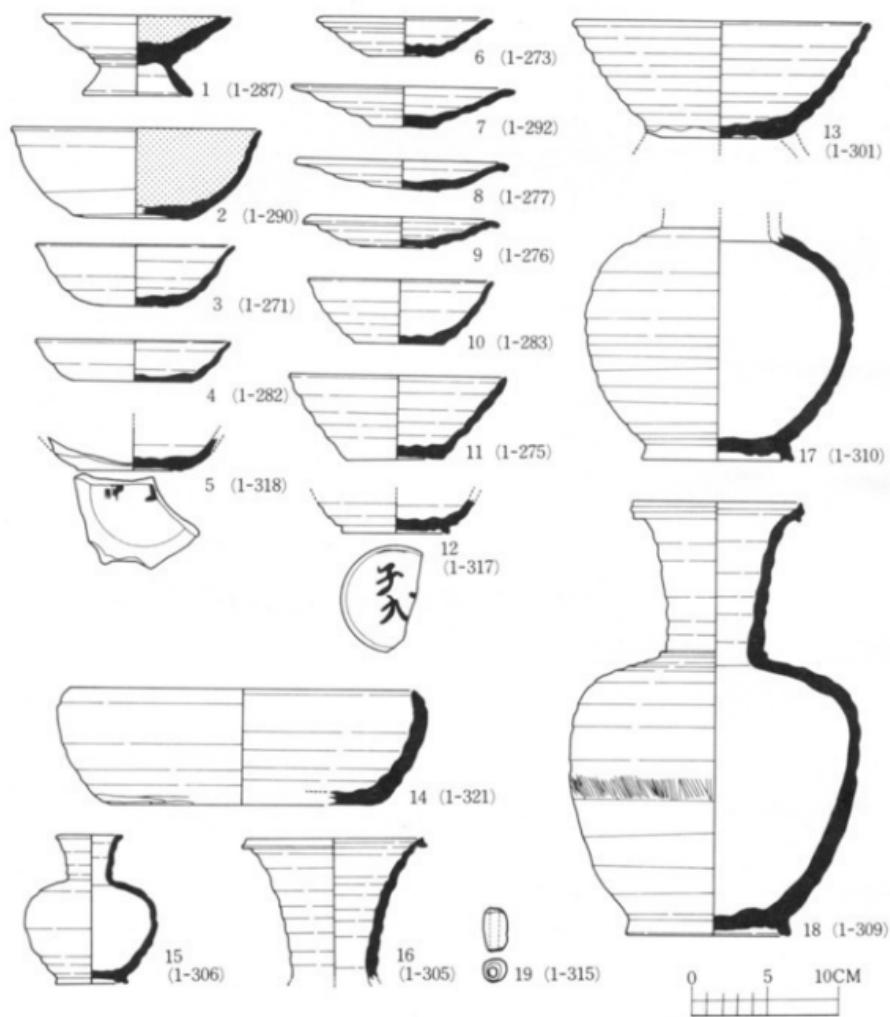
土塙上面から埋土内になかば落ち込んだ状態で出土した。須恵器大甕である。丸底を呈するもので、口縁部直径34cm、復元胴部最大径60cmを測る。外面はタテ、斜方向の平行タタキ板痕、内面は上半が同心円、下半が横方向の平行アテ板痕がみとめられる。口縁部は内外面ともていねいな横ナデが行なわれ、体部外面にはヘラ状工具による回転を利用したナデがみとめられ、1~2cmの帯状の擦痕が体下半までラセン状に回る。

SK337 土塙出土遺物 (第41図3, 8 図版24)

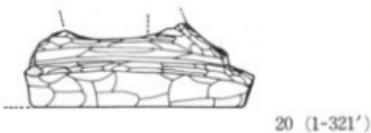
3は回転糸切り再調整のない須恵器杯である。口縁部外面に重ね焼き痕がみとめられる。8は、回転糸切り再調整のない赤褐色土器である。器高が浅く、口縁部が強く外反し、皿状を呈する。

SK338 土塙埋土出土遺物 (第41図4, 5, 10, 13 図版16、24)

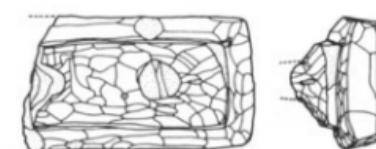
4は回転ヘラ切り、再調整のない須恵器杯である。器壁内外面に火だすきがみとめられる。5は回転糸切り、再調整のない須恵器杯底部片である。外面に墨書きがみとめられ、「师」、「上」と判読される。二字は各々、筆跡が異なる。10は回転糸切り、再調整のない赤褐色土器である。13は赤



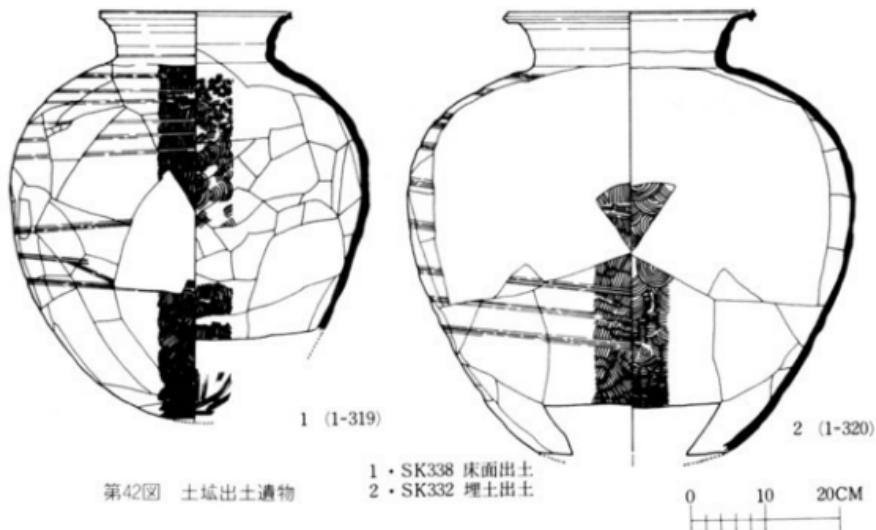
0 5 10CM



SK331 出 土 6
 SK337 出 土 3,8
 SK338 埋土出土 4,5,10,13
 SK338 床面出土 1,9,12,15,17,20
 SK344 出 土 2,7,16,18,19
 SD347 出 土 14
 MR-79 グリッド落込み出土11



第41図 土塙、溝出土遺物



第42図 土塙出土遺物

1 (1-319)

1・SK338 床面出土

2 (1-320)

2・SK332 埋土出土

0 10 20CM

褐色を呈する台付小型鉢である。底部は指によるナデが行なわれ、体部内外面にはロクロ痕が顯著に残る。

SK338 土塙床面出土遺物 (第41図1, 9, 12, 15, 17, 20 第42図1 図版24, 25)

床面から、多数の蝶とともに放棄された状態で一括出土した。他に瓦片、埠が出土している。

第41図1はロクロ成形、内面黒色処理の土師器高台杯である。内面上半は横方向、下半は一定方向のヘラミガキが施されている。杯部の切り離し痕は台を取り付ける際のナデのため消され、不明である。底部外面には「×」印のヘラ記号がみとめられる。杯部の器肉が厚く、重量感がある。9は回転糸切り再調整のない赤褐色土器である。器高の浅い皿状を呈し、口縁部は強く外反する。12は回転糸切り調整のない赤褐色土器である。低い台が取り付けられ、底部外面には「子尤」の二字の墨書がみとめられる。15は完形品、回転糸切りの須恵器小型壺である。口縁部から体部上半にかけて自然釉がかかり、光沢がある。底部外面に墨書がみとめられるが判読不能である。全体に器肉が厚く、重量感がある。17は頸部の欠損した須恵器壺である。体部下半は回転ヘラケズリが、底部外面はナデが行なわれている。全体に自然釉がかかり、光沢がある。体部内面は横ナデがみとめられる。20は合子状容器の蓋と考えられる。還元炎焼成であり、鉢と考えられる突起痕が2ヶ所にみとめられる。全体にていねいな手持ちヘラケズリ調整を施している。第42図1は須恵器大甕である。口縁部が床面に密接し、胴部破片がその回りに倒れこみ又、その上には蝶が投棄された状態で出土した。体部外面はタテ、斜方向の平行タタキ板痕、内面は上半が同心円、下半はタテ方向の平行アテ板痕がみとめられ、丸底を呈する底部内面は巾2cm程のヘラ状工具によるカキ目が施されている。

口縁部は内外面ナデがみとめられる。体部外面には帯状の擦痕が回る。

SK344 土塙出土遺物 (第41図2, 7, 16, 18, 19 図版24, 25)

すべて埋土、灰褐色土層出土である。2は内面黒色処理が施され、回転糸切り、体部下半に回転ヘラケズリ調整のある土器器杯である。内面上半は横方向、下半は不定方向のヘラミガキがみとめられ、口縁部外面にも1cm程の巾でヘラミガキがある。7は回転糸切り再調整のない赤褐色土器である。底部が口径に比べ、極端に小さい。器高が浅く、口縁部が強く外反する皿状を呈する。16は須恵器長頸壺の頸部破片である。頸部と体部の接する部分に一段の凸帶がつけられ、全体に自然釉がかかり光沢がある。18もほぼ完形の須恵器長頸壺である。口縁部外面と、頸部の接する部分に一段の凸帶がまわる。体部中央はタテ方向に手持ちヘラケズリが、下半は回転ヘラケズリ調整が行なわれている。内面は横ナデがみとめられる。底部外面全体、頸部と体部の片側一方に濃緑色の厚い自然釉がみとめられ、又、体部上半部、自然釉のない一方で窓内に他の土器（焼台か）と融着した痕跡がみとめられ、横位の状態で焼成されたことがうかがえる。19は直径7mmの孔を穿った赤褐色を呈する小型の土錘である。

他にMR-79グリッドの灰青色粘土を埋土とする深さ10cmの不整形の落ち込みから11の回転糸切り再調整のない赤褐色土器やフィゴ羽口破片が出土した。

SD346 溝 跡 (第37図 図版12)

SE325井戸跡に接し、SK326、SK331土塙によって切られている。巾30~50cm、深さ15~20cmを測り、赤褐色土を除去した段階で検出した。ほぼ東西方向に走り、埋土は灰褐色粘土である。第18次調査のSD274溝から北約30m (100尺) に位置する。

SD347 溝 跡 (第37図 図版15)

SD348溝に切られ、SD346溝から北約21m (70尺) に位置する。SD346同様にはほぼ東西方向に走り、埋土は灰褐色粘土である。巾は約0.7~1m、深さ30~40cmを測る。

SD347 溝跡出土遺物 (第41図14 図版24)

瓦片、赤褐色土器片などとともに14の須恵器鉢が出土した。底部は全面にヘラケズリを施しており、ロクロ切り離し痕跡はみとめられない。体部は底部から急角度で立ち上り、口縁部に至って、ゆるやかに内湾する。体部外面下端1cm程を手持ちヘラケズリで調整している。全体に灰白色を呈し、ロクロ痕が顕著にみとめられる。

SD348・349 溝 跡 (第37図)

黒褐色砂を埋土とする溝である。埋土内から近世以降の磁器片が出土しており、発掘区東端で道路下に埋設された土管と接合することから、近年まで利用された排水溝と判明した。

3) 各層出土遺物

赤褐色土層出土遺物 (第43図3. 16 図版26)

本土層はSD347溝南側で耕作土下層にみとめられる土層である。瓦片、壇、赤褐色土器が出土している。

3は回転糸切り、底部中心2.5cm付近から体部下端を回転ヘラケズリ調整のある須恵器杯である。16は黄褐色の凝灰岩製の砥石である。3面は磨滅しており、使用痕が著しい。他の3面は打ちかいた面をそのまま残しているが、うち2面には沈線状の使用痕がみとめられる。

黒色土層出土遺物 (第43図8. 9 図版26)

SD347溝北側でみとめられる土層である。耕作土下層に位置する。赤褐色土器を多く含む腐植土層である。8. 9はともに回転糸切り再調整のない赤褐色土器である。他に底面が丸味を帯びた鉄滓が2点出土している。

黄褐色砂層出土遺物 (第33図1. 14. 15 図版26)

黒色土層下、灰白色粘土及び土塙群埋土を覆う状態で堆積している。

1は内面黒色処理の施された土器杯である。回転糸切り、再調整はない。口縁部外面1cm程と内面上半は横方向、下半は一定方向へのヘラミガキがみとめられる。14は須恵器長頸壺頸部である。頸部と体部の接する部分に一段の凸帶が回る。外面にロクロ痕のはかに、斜方向にねじれた凸凹がみとめられる。全体に薄い自然釉がかかり、光沢を帯びた黒色を呈する。15も須恵器長頸壺である。口縁部が欠損しているもののほぼ完形品である。14と同様、頸部と体部の接する部分に一段の凸帶がまわる。実際の頸部と体部の接合部は肩部付近にみとめられ、特に内面は一段の稜となって接合痕が顕著に残る。外面体部上半はナデ、下半は回転ヘラケズリ調整が施され、中央部にはタテ方向に平行タキ板痕がみとめられる。外面は全体に光沢を帯びた黄褐色を呈するが、内面は灰色を呈し、焼成は良好である。

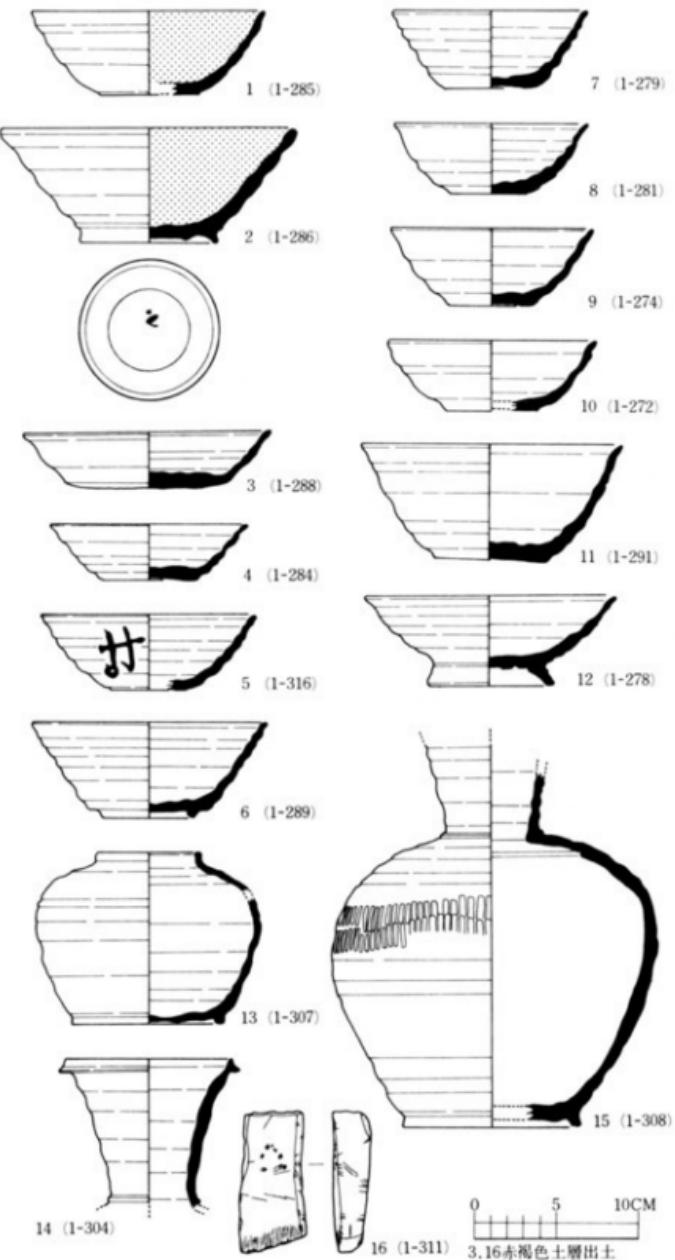
灰白色粘土層出土遺物 (第43図2. 4. 5. 6. 7. 10. 12. 13 図版26)

発掘区北西部、NC～NE-84～86グリッドを中心とする地域は約20度程の傾斜で地山層が北西方に向に落ち込んでおり、厚さ20～30cm程のスクモ層の堆積がみとめられ、従来湿地であったものと判

断された。付近には現在も部分的に湧水のある小湿地が残っている。落ち込みの深さは地山粘土面から最深部で約80cmを測る(図版15)。

灰白色粘土層はこのスクモ層上に一面にみとめられ、疊、瓦片とともに多くの土器が出土した。スクモ層下層は灰白色的シルト、砂層となり、落ち込み南、東側に堆積している地山粘土層は検出しなかった。灰白色砂層からは縄文式土器(前期と考えられる)片が出土した。

2は回転糸切り、内面黒色処理のある土器器台付杯である。内面上半は横方向、下半は一定方向へのヘラミガキが施されている。底部外面には墨書きがみとめられるが、判読不能である。4、5は回転糸切り、再調整のない須恵器杯である。5の体部外面には墨書きがみとめられるが、判読不能である。6は回転糸切りで低い台の取り付けられた須恵器台付杯である。7



第43図 各層位出土遺物

- 3,16赤褐色土層出土
- 8,9黒色土層出土
- 1.14,1.15黄褐色砂層出土
- 2.4~7,10,13灰白色粘土層出土

は回転糸切り、外面体部下端1cm程に回転ヘラケズリ調整を施した赤褐色土器である。10、11は回転糸切り、再調整のない赤褐色土器である。11は内外面に煤状の炭化物が付着している。12は回転糸切り、高台のつく赤褐色土器である。体部、及び台部に顯著に粘土紐の巻き上げ（輪積み）痕跡がみとめられる。13は低い台のつく須恵器短頸壺である。底部を回転ヘラ切り後、周縁から2cm程、回転ヘラケズリ調整を施している。外面は褐色を呈し、二次加熱を受けたようで、軟弱な胎土である。

日野 久

IV 第23次発掘調査

1) 調査経過

第23次調査は、寺内字大畑、通称幣切山の東側を対象として、8月18日から10月4日まで実施した。発掘面積は約350m²（約106坪）である。

調査地は、秋田県自治研修所北側に接する地域で、秋田城外郭の北東部に推定される所である。現在の自治研修所は、調査地より一段低い位置にあるが、これは研修所建設の際に削平されたものである。調査地西側は、昭和33年に秋田県教育委員会によって、土地造成に伴なう緊急発掘調査が実施され、土壘跡、カマド跡、ピット群等と多量の遺物が出土している。現在は山頂部を削平、沢部分を埋めたて宅地と化している。

現地は山林になっているため伐採と草刈り作業を実施（8月18日）。測量基準点No5より原点移動を実施、グリッド設定後調査を開始（8月22日）。基本杭の値はX=+287,9554、Y=+266,4505である。

周囲一帯は、1~2mの飛砂で覆っているが調査地中央部は、表土下約60cmで瓦片を含む赤褐色粘土層があらわれ、築地あるいはなんらかの遺構の存在が予想された（8月24日）。翌25日は、SQラインに沿ってトレンチを入れたところ東側に表土下約60cm程で、築地の積土と思われる薄い互層をなす黄褐色粘土層が、またトレンチ中央部ではそれを切った形で掘り方の一部が確認された。埋土には、赤褐色土器片、瓦片が含まれている。

SN~P-9~11グリッド全域を掘り下げたところ、溝状落ち込みが確認されたが、きわめて浅くさらに南方では後世の削平によりほとんど擾乱されていることが判明した（8月29日）。SL-9~11グリッドでは、表土層下の比較的よごれていない白色砂を取り除いたところ、炭化物を含む赤褐色粘土層が確認された。それを掘り下げた結果、土器、瓦片が多量に出土した。SQ~S-9~11グリッドを精査したところ南北に走る溝状遺構を検出した。埋土、出土遺物などから、これまでの外郭線調査で検出されている溝状遺構と酷似するものである。

前述のSL~M-9~11グリッド内の赤褐色粘土層は、厚さ約0.9mの土塙の埋土であることが判明した。この土塙は、地山ローム層を不規則に掘り込んでいることから古代における土取り穴と考



第44図 第23次調査周辺地形図

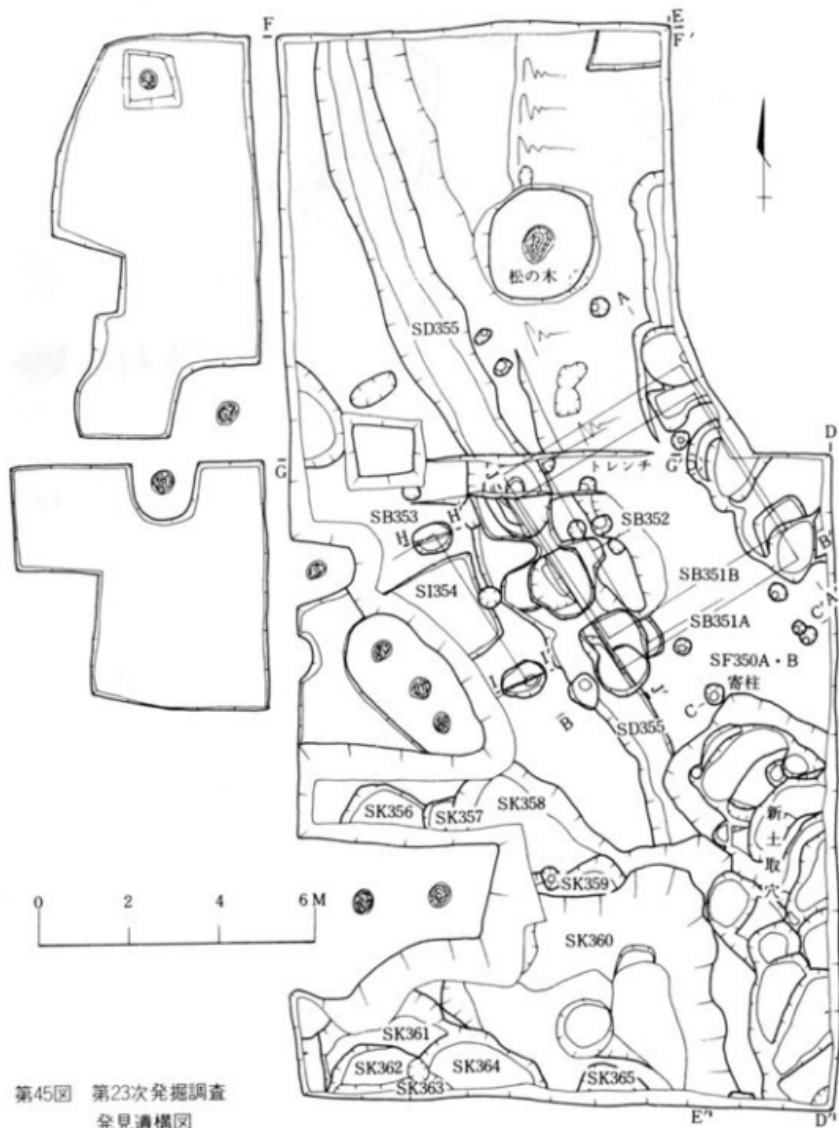
えられた（9月1日～12日）。

SN～P-9～11内の精査。最上層で検出された南北方向に走る溝状遺構の図面作成後、さらに下部遺構の検出作業を継続した。その結果、溝状遺構の下層に西桁の柱筋がとおる1間×2間の掘立柱建物跡（SB351A・B）が検出された。しかも掘り方の状態からほぼ同位置で二度の重複が認められた。また1間×2間の建物跡に近接して、やはり同方位を有する1間×2間（SB352）の掘立柱建物跡が検出されている。SB352の掘り方は、SB351に比較してかなり小規模である。両者は、掘り方の切り合い状況からSB351が新しい時期の築造であることが判明した（9月12日～17日）。

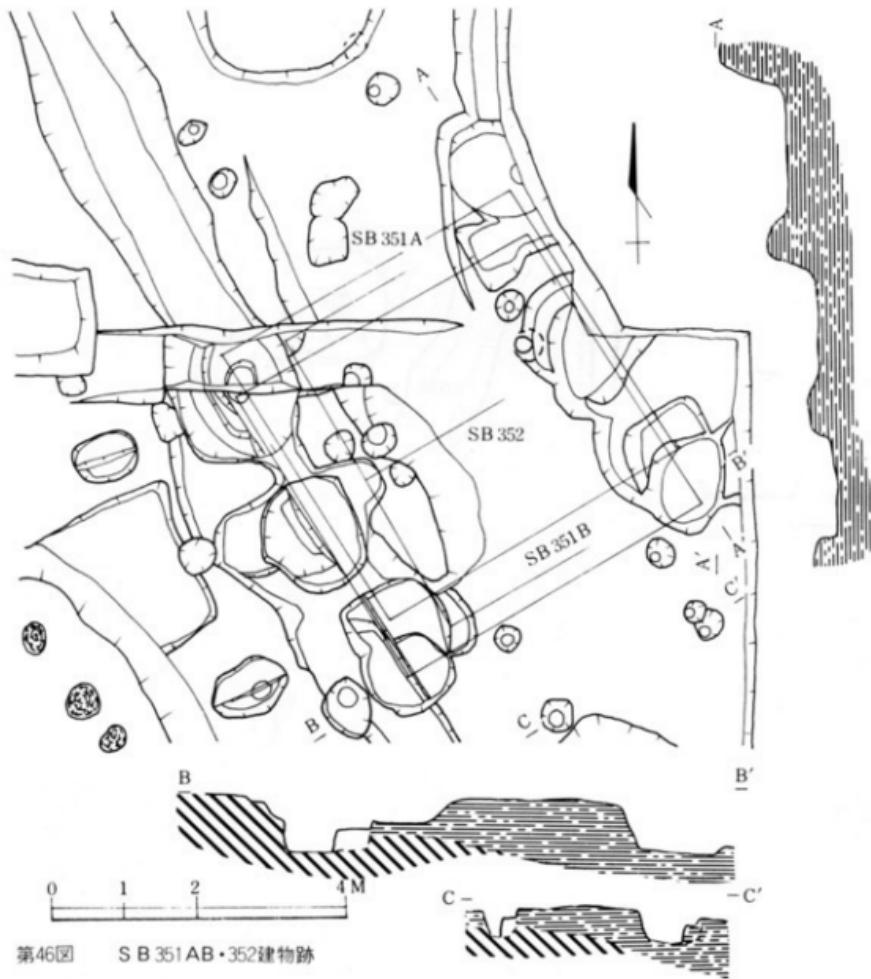
わずかに残存する溝状遺構の底面を精査した結果、青灰色にグライ化した部分があり、さらにその砂質粘土部分の一部が柱のアタリの如く円形に、しかも不規則な間隔で発見された。

調査の主目的であった築地の検出は、上述した如く、積土のはんの一部しか確認できなかったが、最終的には寄柱が比較的良好な状態で検出され北西から南東方向に走っていることが判明した。寄柱の埋土は、黒褐色砂で柱アタリ部分にはボソボソの黄褐色粘土が混入している。また、約1m離れて同様な掘り方が等間隔で検出され、同位置で築地寄柱の建替えがなされたことが明確となった。

9月21日：全景および各遺構写真を終了。22・3日は、実測準備、翌24日から平面および土層断



第45図 第23次発掘調査
発見遺構図



第46図 SB 351AB・352建物跡

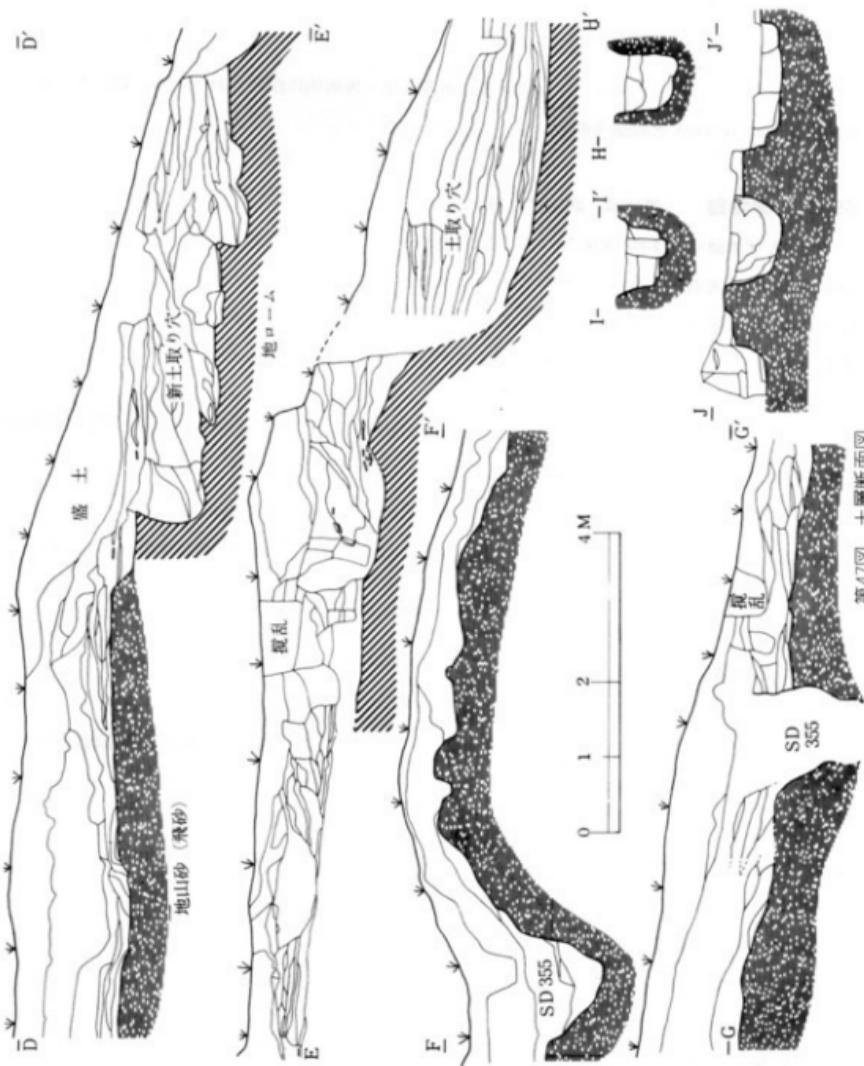
面図作成開始、同時に終了部分から埋め戻しも並行して実施した。10月4日には、実測および埋戻しすべて完了した。

2) 発見遺構と出土遺物

築 地 (第45図 図版17、19)

積土は、崩壊、削平され残存しないが、やや下がりながら北西から南東方向に走るⅡ時期の寄柱痕跡が検出された。

第47図 土層断面図



SF350A 築 地

寄柱の柱間は、南から約4.5m、4mである。築地本体の基底巾は、積土が遺存せず計測不可能であるが、寄柱間の数値は約2.3m程である。この数値は、昨年の第18次調査で検出した築地寄柱約2.7mよりわずかに小さい。掘り方は、地山砂層面で確認され径約0.3~0.5m、深さ約0.25m、埋土は黒褐色で比較的やわらかい。

SF350B 築 地

寄柱の柱間は、南から約4m、4mである。前者に比べ規則的に配列されている。掘り方、埋土、数的な事項はSF350Aと同様である。

SB351A 建物跡 (第46図 図版17、19)

SB351A 建物跡は、1間（約4.5m）×2間（約2m+2m）の掘立柱建物跡である。方位は、西掘り方列がほぼ北西から東南を指す。SB350築地と同方向で、それをまたぐ形で検出されている。掘り方は、SD355溝状遺構を掘り下げた段階で切り合って検出され、本建物跡は最も新しい時期の築造である。埋土はいずれも赤褐色粘土であるが、西側列は東側列よりも縮っている。明確な柱の痕跡は把握できなかった。

SB351B 建物跡 (第46図 図版17、19)

SB351B 建物跡は、1間（約4.4m）×2間（約2.2m+2.2m）の掘立柱建物跡である。上記のSB351A建物によって切られている。掘り方平面形は、径約1.2mのほぼ円形を呈する。柱の痕跡は、検出できなかった。

SB352 建物跡 (第46図 図版19)

SB352建物跡は、南北2間（約2.2m+2.2m）で東西は不明である。SB351A・B建物と同方向を指す。最も古い時期の建物跡である。掘り方は、前者両建物掘り方に切られており全容は不明であるが、径約0.8mの円形と考えられる。埋土は、赤褐色の砂質土である。柱の痕跡は不明である。

SB353 建物跡 (第45図)

東側二本の柱が検出された。西側は、立木のため調査不可能であった。柱間は約3.7mである。地山砂上でプランが確認されているが、深さがわずか0.5mであるところから実際の遺構面はもう少し高かったと考えられる。柱痕跡は、南掘り方で確認できた。径約0.25mである。

SI 354 壓穴状遺溝 (第45図)

SI354 壓穴状遺構は、東壁が約2mで北西方向を指す壓穴状遺構である。西半分は、立木のため調査できず全体の規模は不明であるがほぼ方形を呈するものと思われる。壁高は、約30cmで床面は比較的堅く、中央部には焼土とその周間に少量の炭化物がみられる。カマド、周溝、柱穴がなく住居跡とは断定し難い。埋土は、赤褐色砂で瓦小片、赤褐色土器小量を含んでいる。

SD355 溝状遺構 (第45図 図版17)

北西から東南方向に走る巾約1.5m、深さ約1mの溝状遺構である。南側は、新しい土取穴によって破壊されている。埋土は、粘質な赤褐色砂でやわらかい。底面には、灰青色の薄い粘土層が確認でき、その一部はあたかも柱の底面の如く径0.20m～0.3mの円形を呈する部分も認められるが、規則的な配列はみられない。

SD355 出土遺物 (第48図32 図版28)

32は、埋土より出土した須恵器で、回転ヘラ切り無調整の焼成良好な土器である。この他に、瓦片、赤褐色土器が少量出土している。

SK356～365 土塙群 (第45図 図版18)

新、旧Ⅱ時期の土塙群が検出されたが、新土塙群は、表土直下より掘り込まれているもので近世以降の搅乱と考えられる。

旧土塙群としたものは、築地の内側で検出された遺構群である。表土下の厚さ約1mの灰白色砂、その下層の遺物を多量に包含する赤褐色粘土を除去して始めて土塙群のプランが確認された。すなわち赤褐色粘土層は、土塙群の覆土である。しかし、上層は比較的水平な層位を示しており、赤褐色粘土層の一部はあるいは整地時の土層の可能性も考えられる。

形状、規模とも不規則で、すべて切り合い関係にあるが埋土などの状況から一時期の仕事と考えられる。いずれも地山ロームを深く掘り込んでいることより、黄、赤褐色土を得んがための土取り穴と考えられる。土取り穴の性格としては、外郭線と近接した位置関係から、昭和49年度第14次調査検出土塙群同様築地築成のための土取り跡、あるいはそれに準ずる遺構と考えられる。

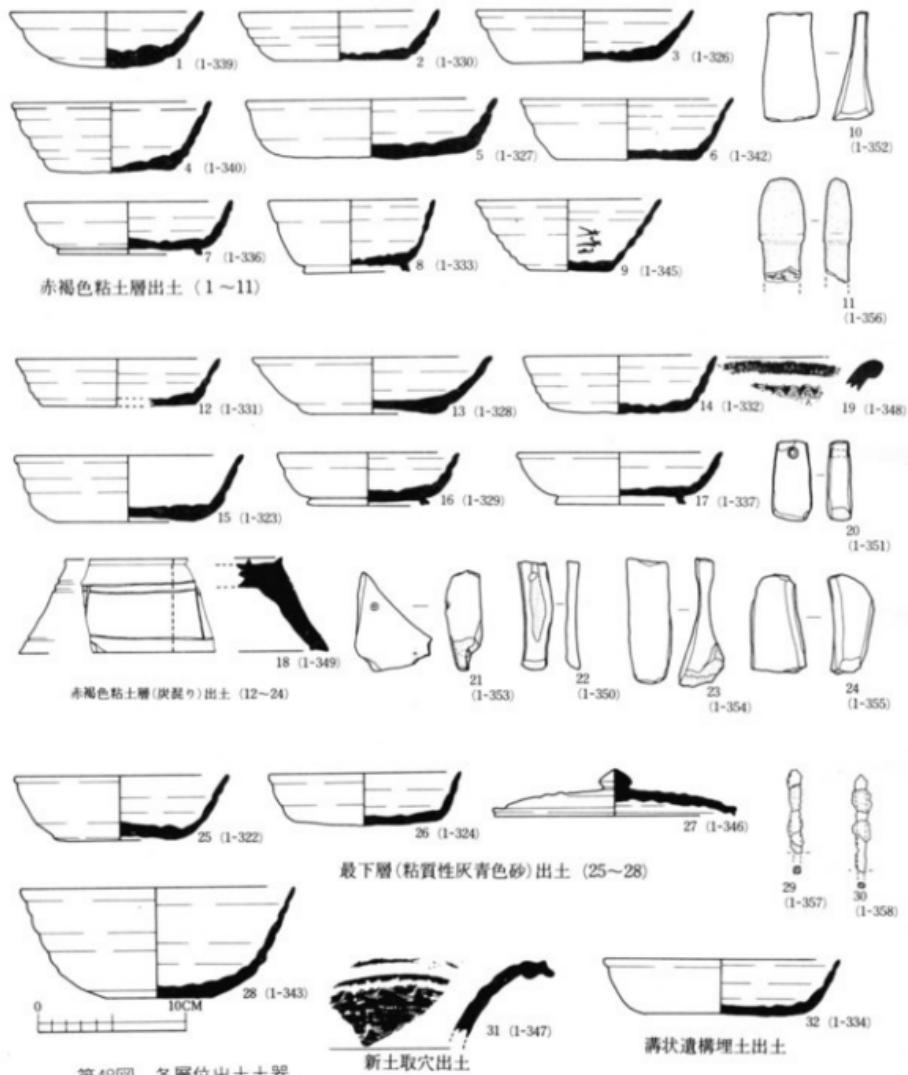
SK 土塙群出土遺物 (第48図 図版27、28)

土取り穴覆土より多量の遺物が出土した。各層ごとに上層から述べることにする。

赤褐色粘土層 (第48図1～12 図版27)

1～8は須恵器、9は赤褐色土器である。1は、丸底風を呈し、回転ヘラ切りである。胎土は小石粒を多量に含み、器表面にも多く露出している。底部には「X」の窯印と考えられるヘラ記号がある。2～6は回転ヘラ切りで切り離された再調整の施されない土器である。4、6は比較的器高が高く赤褐色に変色していることより再加熱を受けたものと考えられる。7、8は台付杯である。8は、径1mmの小石粒が表面に多くみられる。

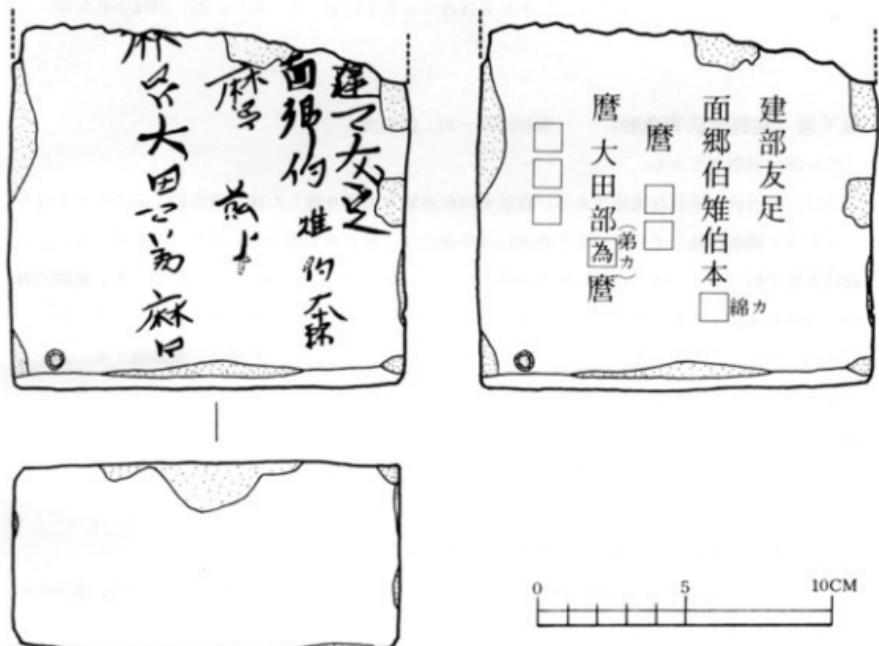
9は赤褐色土器である。回転糸切り後の再調整はみられない。体下半部に横位に墨書があり「柏」と判読できる。



第48図 各層位出土土器

石製品 (第48図10, 11 図版27)

10は、緑色凝灰岩の砥石である。穴は穿れていない。11は石棒の頭部である。



第49図 墨書き

炭混じり赤褐色粘土層 (第48図12~24 図版27)

12~19は須恵器である。

12は、体下端から底部全面にかけてきめ細かい回転ヘラケズリ調整を施しており、切り離しは不明である。底部に「×」と思われるヘラ記号がある。13は、静止糸切りで切り離した後に体下端から底部周囲巾 1.5 cmにかけて回転ヘラケズリ調整を施している。14、15は、回転ヘラ切り後の再調整がなされない土器である。14は「一」か「×」、15は「≠」のヘラ記号が各々底部にみられる。16、17は台付杯である。17は胎土、器表面の粒子が多く、あたかも砂を塗りつけた如くにみえる。

18は円面鏡である。脚部の上部は二条、下部は一条の沈線が横位にめぐり、さらにその沈線間を一条の縦の沈線によって区画している。全体の七分ノ一の遺存でしかないが、縦の沈線は7本で透しはないものと考えられる。

19は、甕の口縁部である。口縁部直下に五条の櫛目波文が認められる。

石製品 (第48図20~24 図版27)

すべて緑色凝灰岩の砥石である。

20、22は上端に小孔を穿っている。21は、上端を片面から約3 mm、下端は両面からそれぞれ小孔

を穿つべく作業を行なっているが、いずれも貫通するまでに至っていない。23、24は小孔を穿っていない。

最下層（粘質性灰青色砂） (第48図25～30 図版28)

25～28は須恵器である。

25は、灰白色の硬質な焼成である。底部を回転糸切りで切り離した後、周囲約1cmの巾で手持ちヘラケズリ調整を施している。また底部ほぼ中央には「X」の蒸印と思われるヘラ記号がみられる。27は大型の椀である。体下端から底部全面にかけて回転ヘラケズリ調整が施されている。焼成に特徴がみられる。すなわち器物断面は、灰白色を呈するが、内外面は黒色に焼成されている。従って一般的な焼成による須恵器と比較するとやや軟質である。焼成技法、色調は、秋田城で多く出土する黒色化された瓦と酷似する。

鉄製品

28、29はいずれも茎部分が欠損した鉄錠である。先端部は厚さ約2mmの偏平を呈する。

以上の他に、同土取り穴覆土から出土した遺物に次の二点がある。

1つは、鉄滓塊である（図版28）。挙大の鉄滓数個と、長径約22cm、短径約19cm、重さ約8kgの鉄塊が二個出土している。

他の1つは、墨書博である（第49図 図版28）人名「建部友足」、「大田部為磨」や、郷名「…面郷」等が判読できる。「…面郷」については、武藏国に「川面郷」の郷名がみられる。

小 松 正 夫

V 考 察

住居跡と建物跡の年代について

第21次調査では堅穴住居跡11軒と建物跡5棟、ピット群を検出した。以下、住居跡、建物跡の年代について若干ふれてみたい。

1) 住居跡

第21次調査で検出した住居跡は11軒であるが、SI103は前回の国営調査で発掘されており、ここでは10軒の住居跡について若干述べてみたい。

出土遺物の面からみると、SI303、SI307、SI308、SI309からは回転糸切底の土器はまったくなく、すべてが回転ヘラ切りで再調整のない須恵器杯であり、床面、カマド内から出土している。またSI303では回転ヘラケズリ調整のある須恵器杯もみられる。以上のことからこれらの住居跡は

9世紀前半～中頃に位置すると考えられる。

SI306では、床面、カマド内から回転ヘラ切りで再調整のない須恵器杯が出土しており、糸切り底のものや、赤褐色土器はまったく含まない。しかしながら秋田城では比較的新しい時期と考えられる赤褐色土器に伴なってみられる土師器甕が出土している。SI305ではカマドに補強材として用いられた格子目瓦が出土し、埋土からは赤褐色土器で再調整のないものが出土した。格子目瓦はこれまで秋田城では、上層から出土することや、築地崩壊土瓦層からは出土しないこと、また同型の格子目瓦が出土した羽白目遺跡（註1）では糸切り底須恵器杯と併出している（註2）。秋田城の築地崩壊年代は崩壊土中から瓦と併出した回転糸切り、内黒土師器杯からみて9世紀後半頃と考えている（註3）。SI311、SI312からは埋土より回転糸切り再調整のない赤褐色土器が出土している。これら住居跡の年代については、上述した土師器甕、格子目瓦の時期が今一步明確に捉えられず、赤褐色土器もすべて埋土からの出土であることから、ここではSI303、SI307、SI308、SI309よりも新しい時期であるということでとどめておきたい。

次に遺構の面からみると、第17次調査では、住居跡の方向、規模、カマドの位置等に規則性がみられ、同時期の住居跡はほぼ同じ特色を備えていた（註4）。しかしながら今回検出した住居跡群では住居跡どうしの重複は認められないが、規模、プラン、カマドの位置等もまちまちであり、時期による規則性は特に認められないと思われる。

2) 建物跡

第21次調査で検出した建物跡5棟はすべて掘立柱建物跡である。SB313の一部は前回の国営調査で発掘されており、3間×5間の櫓状の建物跡として報告されている。今回の調査では新たに掘り方が確認され、精査したところ、実は2間×5間の総柱の建物であることが判明した。SB316とSB318は調査区外に延びており全容を把握するに至らなかった。

これら5棟の建物跡からは年代を考えうる遺物の出土はほとんどなく、わずかにSB313東梁行掘り方内より須恵器台付杯の破片が二～三片出土しているだけである。しかしながらこれらの建物跡はいくつか重複しており、さらに住居跡とも重複関係にある。以上のことから建物跡の新旧関係、さらに住居跡の年代と関連して建物跡の下限年代がある程度把握できる。以下述べてみたい。

建物跡ではSB313の西梁行の南側掘り方及び西から2列目の掘り方がSB316、SB314をそれぞれ切っている。またSB314はSB315、SB316にそれぞれ切られていることが判明している。これらのことから建物跡は古い順にSB314→SB316→SB313、SB315、SB318という変遷が考えられる。SB313、SB315、SB318については重複関係がなく詳細については不明であるが、SB315、SB318は建物の方行がほぼ同位であり、また掘り方の大きさもほぼ同じことから考えて同時期の建物と思われる。

次に住居跡との関連からみると、SB313は掘り方の一部がSI303の床面で検出されたことからSI

307に切られており、さらにSB314はSI303によって切られていることが判明している。以上の関係から建物跡の年代を考察すると、(1)で上述したように SI303、SI307の年代は9世紀前半～中頃と把握しており、少なくとも SI303に切られているSB313についてはその下限年代は9世紀前半～中頃以前と考えられ、SB313に切られているSB314、SB316についてはさらに古いものと考えられる。

石郷岡 誠一

註1 秋田県南秋田郡昭和町 羽白日遺跡

註2 昭和町教育委員会「羽白日遺跡」昭和42年

註3 秋田市教育委員会「秋田城跡発掘調査概報」昭和48年

註4 秋田市教育委員会「秋田城跡発掘調査概報」昭和50年



図版1



図版2 第21次調査 上 遺構全景西（南から）

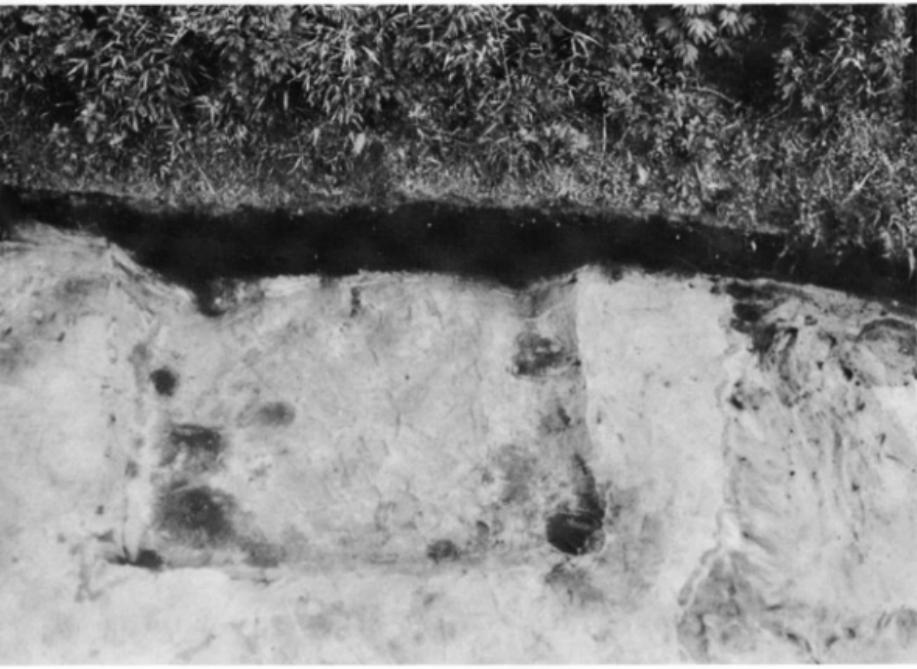
下 遺構全景東（南から）

S B318建物跡（南から）

ピット群



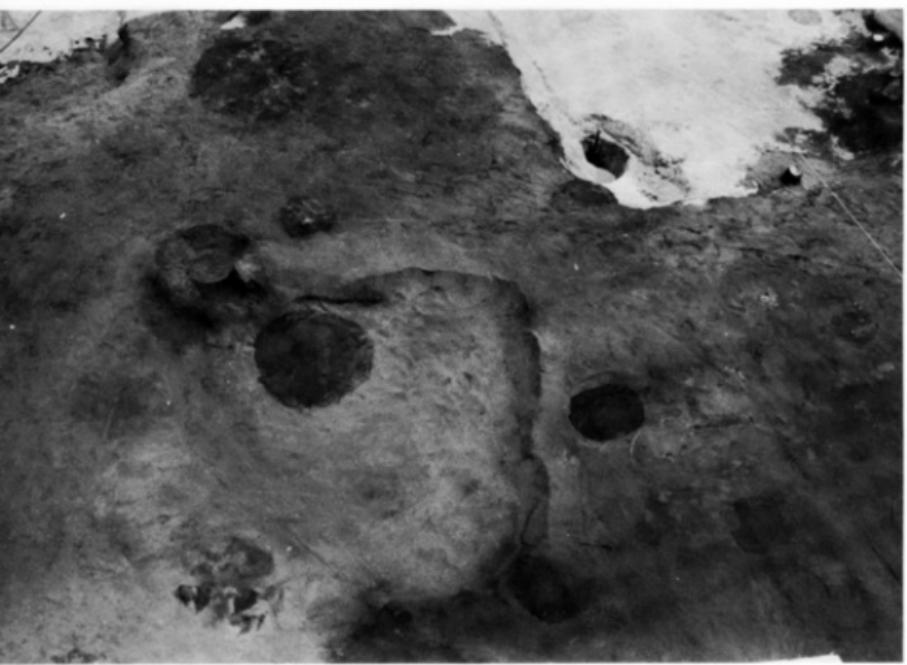
図版3 上 SB313建物跡（東から）
下 SB314建物跡
SB315建物跡
SB316建物跡



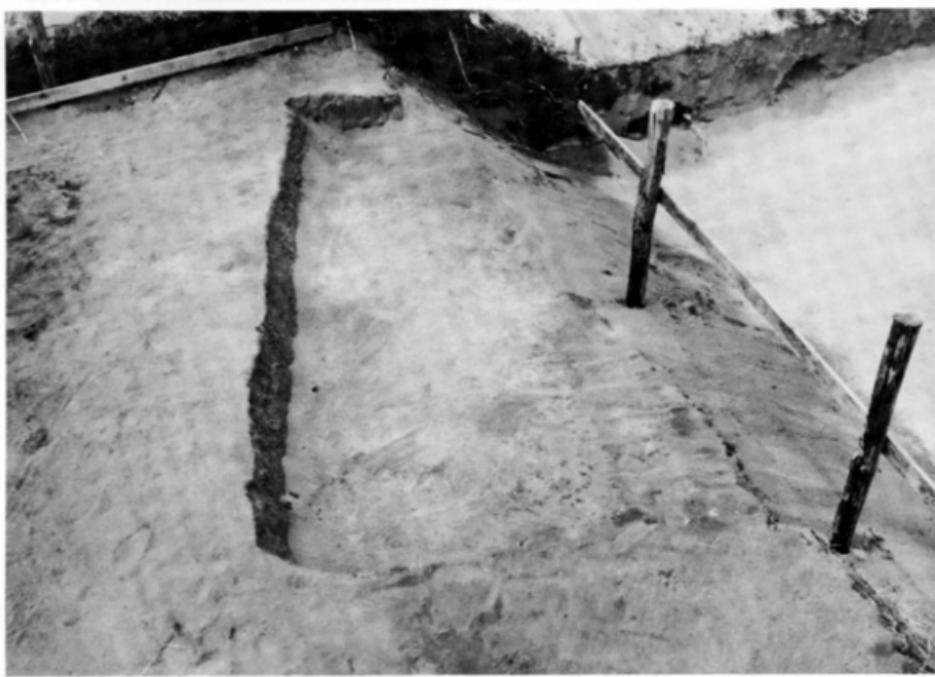
図版4 上 SI 303住居跡（西から）
下 SI 304住居跡（西から）



図版5 上 SI 305住居跡（北から）
下 SI 306住居跡（北から）



図版 6 上 SI 307住居跡 (南から)
下 SI 308住居跡 (西から)



図版7 上 SI 309住居跡（北から）
下 SI 310住居跡（東から）



図版8 上 SI311住居跡（南から）
下 SI312住居跡（南から）

図版 9

SI 303
カマド
(西から)

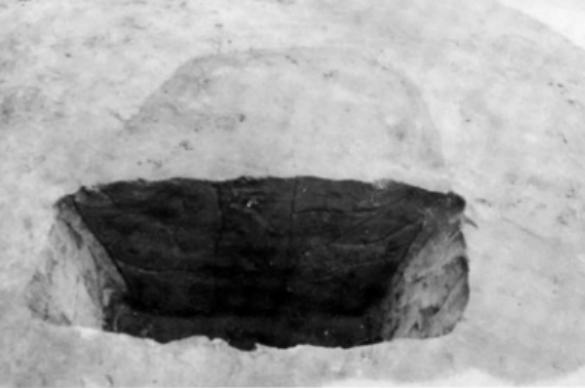


SI 307
カマド
(南から)



SI 306 カマド (北から)





SB 314建物跡
掘り方断面



SB 314建物跡
掘り方断面



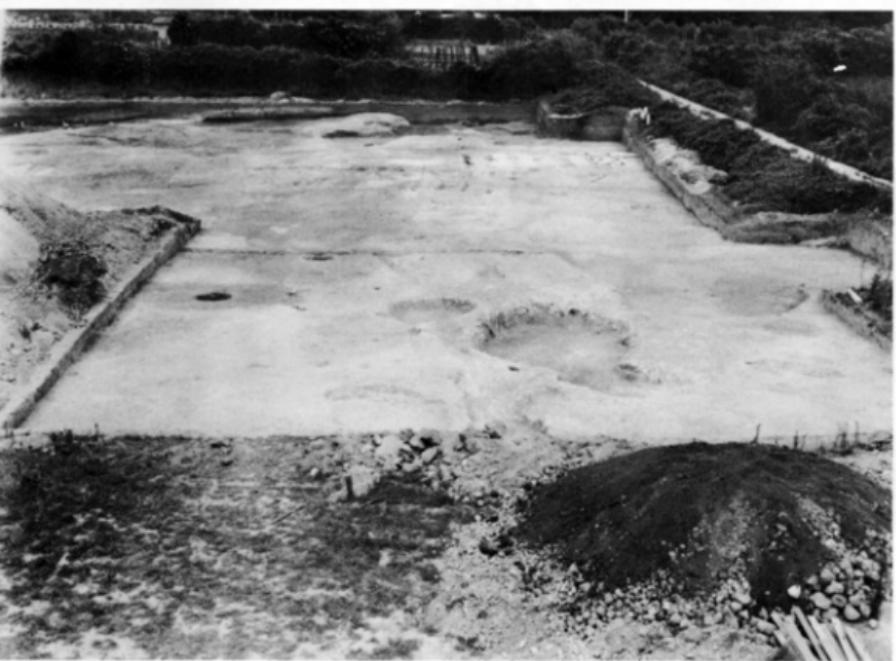
SB 314, 316, 317建物跡
掘り方断面

上 SI 306和同開珎出土状態

中左 出土和同開珎
右 SI 306カマド前庭
出土炭化果核

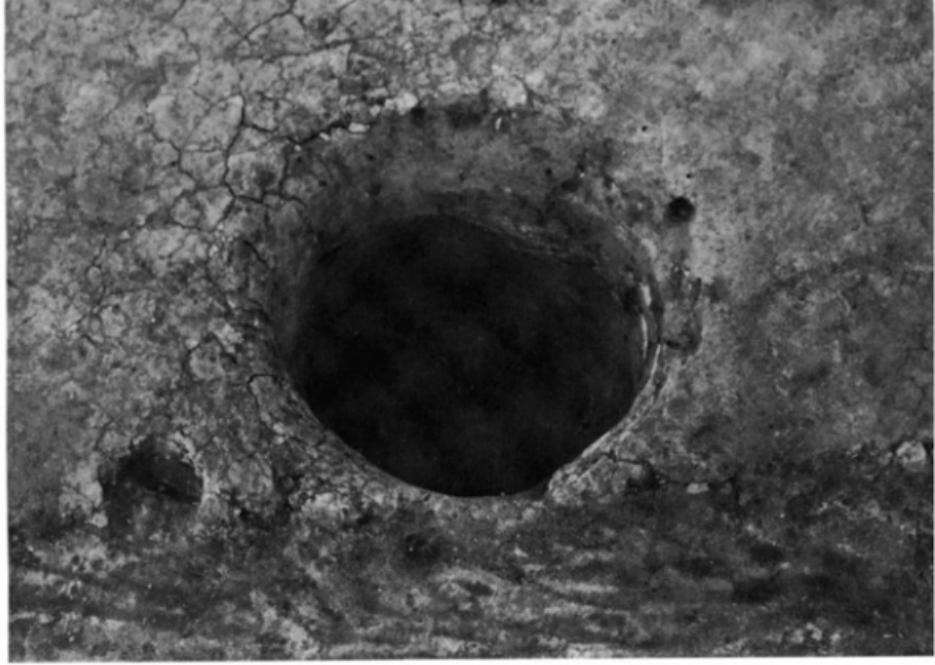
下 北側トレンチ及び
国営調査トレンチ
(南から)





図版12 第22次調査全景 上（西から）

下（南から）



図版13 上 SE 325井戸跡（北から）
下 SK 332、336～343土塙（南西から）



図版14 上 SK344土塁（西から）
下 SK333、334土塁（南から）



図版15 上 SD347溝跡（西から）
下 調査地北西部スクモ層（南から）



SK 332土塙
遺物出土狀態



SK 338土塙
遺物出土狀態



SK 338土塙出土須惠器長頸壺



SK 338土塙出土須惠器小型壺



図版17 上 第23次調査地全景（南から）

下 SF 350 A・B棟地寄柱 SB351 A・B建物跡
SD355溝跡（南東から）



図版18

上 SK 356～365
土塁群
(東から)

下 新しい土取り
(北から)

図版19

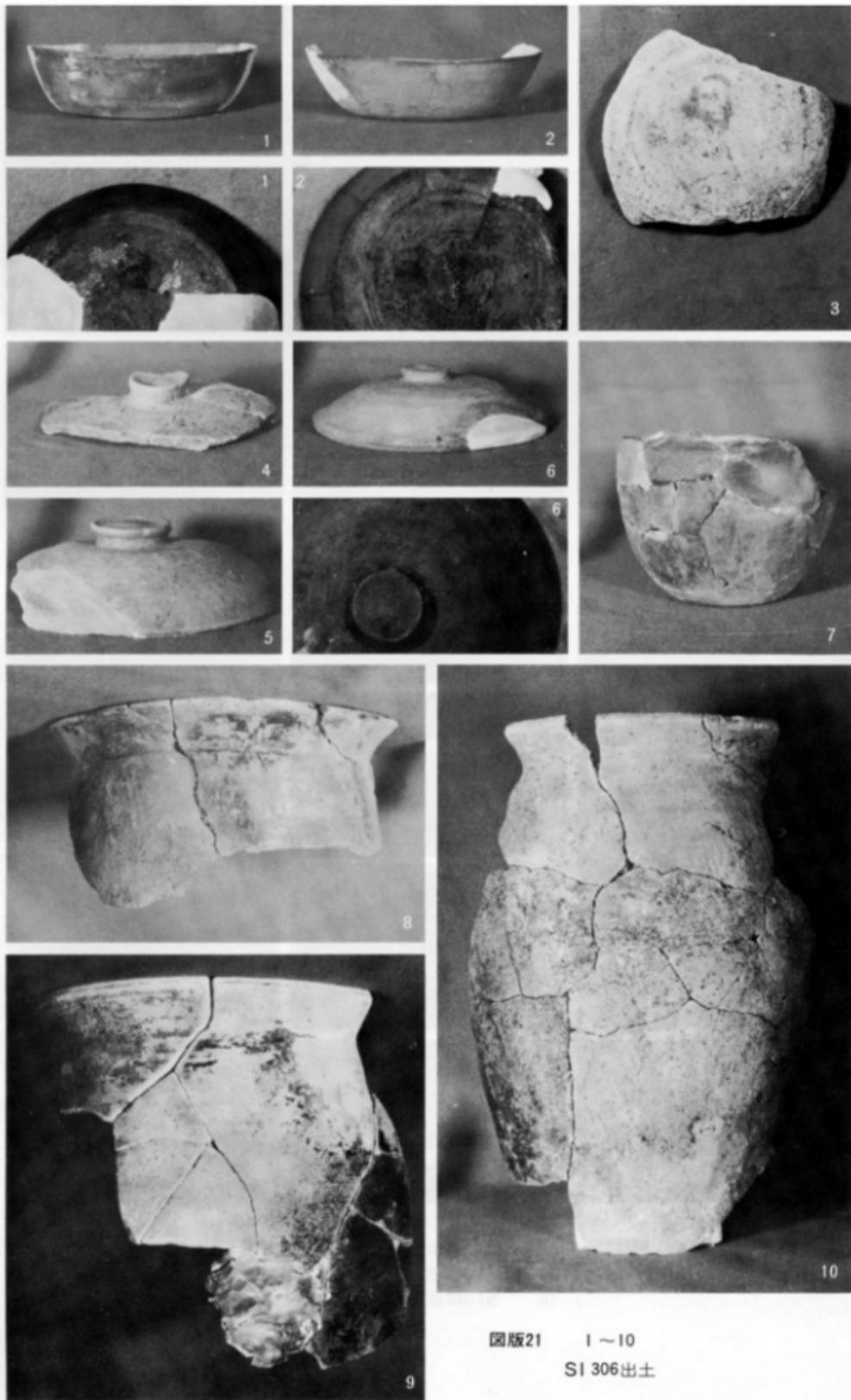


上 SF350築地
中 寄柱断面
下 SB351A・B
SB352建物跡
掘り方断面
(南から)

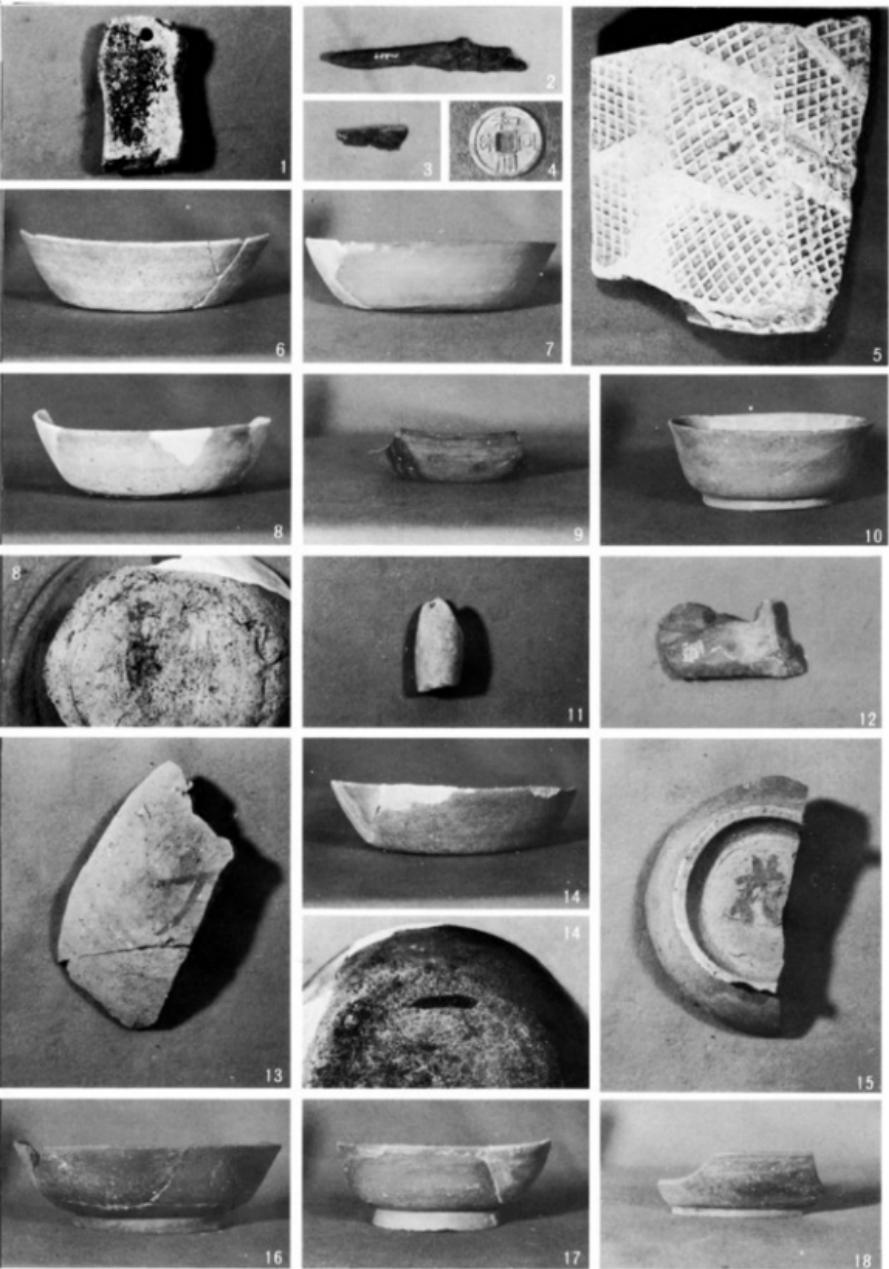




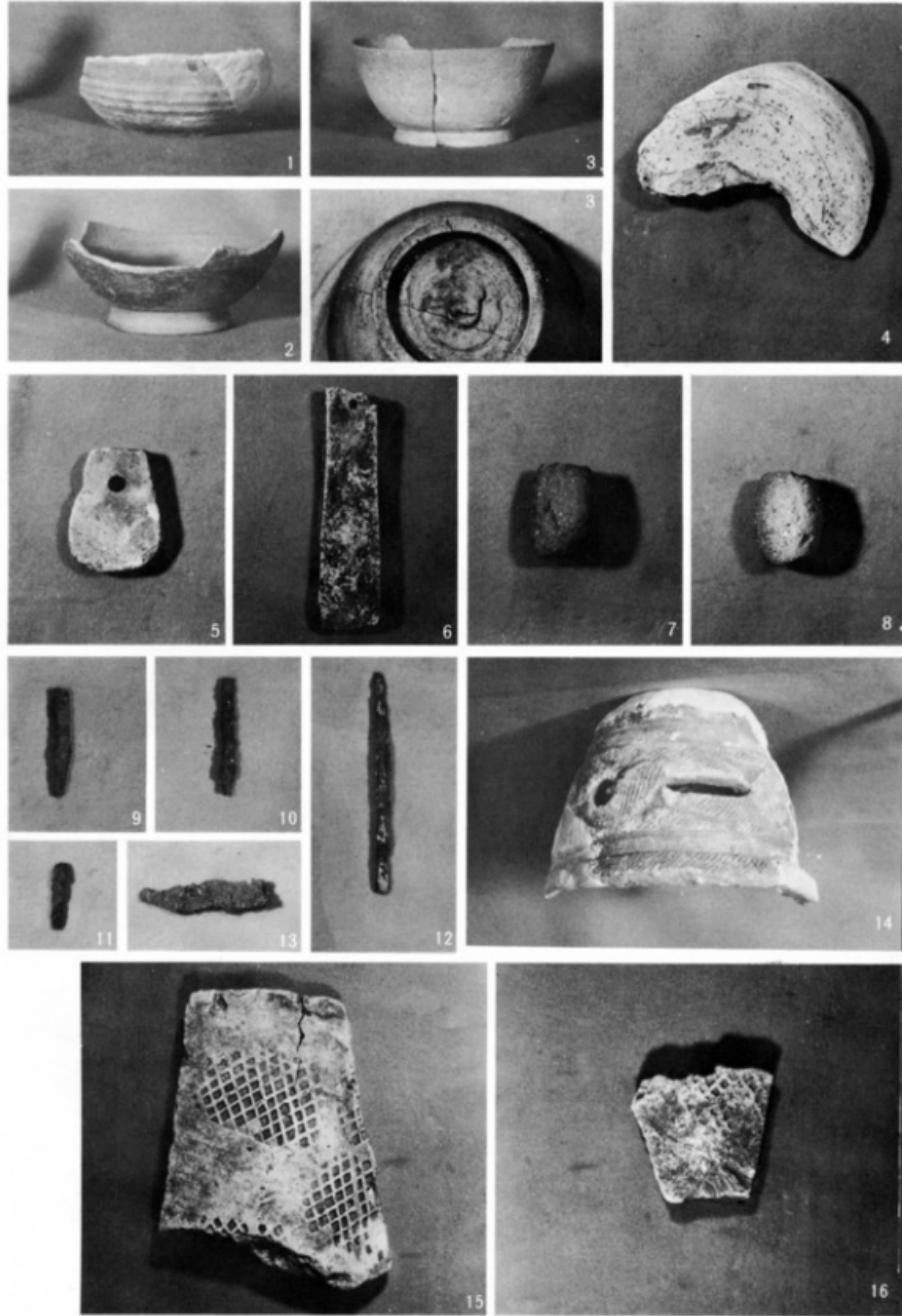
図版20 第21次調査出土遺物 I SB313出土
 2~14 SI 303出土 15~16 SI 304出土
 17 SI 305出土 18~23 SI 306出土



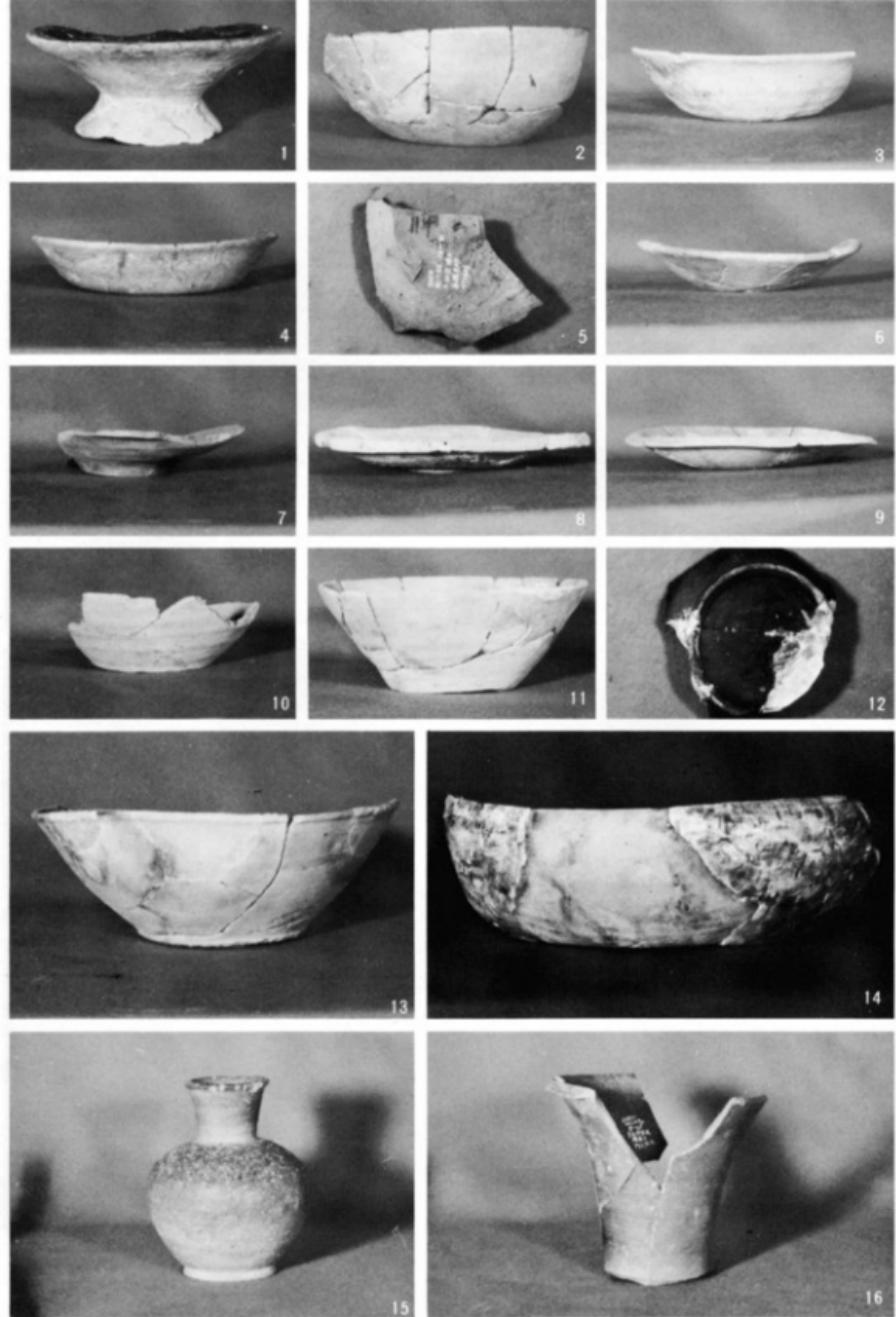
図版21 1~10
SI 306出土



図版22 1～5 SI 306出土 6～12 SI 307出土
 13 SI 308出土 14～17 SI 309出土
 18 SI 310出土



国版23 第21次調査各層位出土遺物

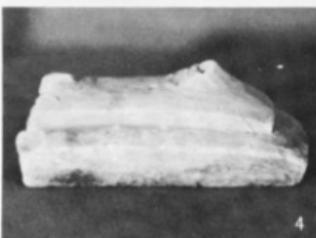


図版24 第22次調査出土遺物

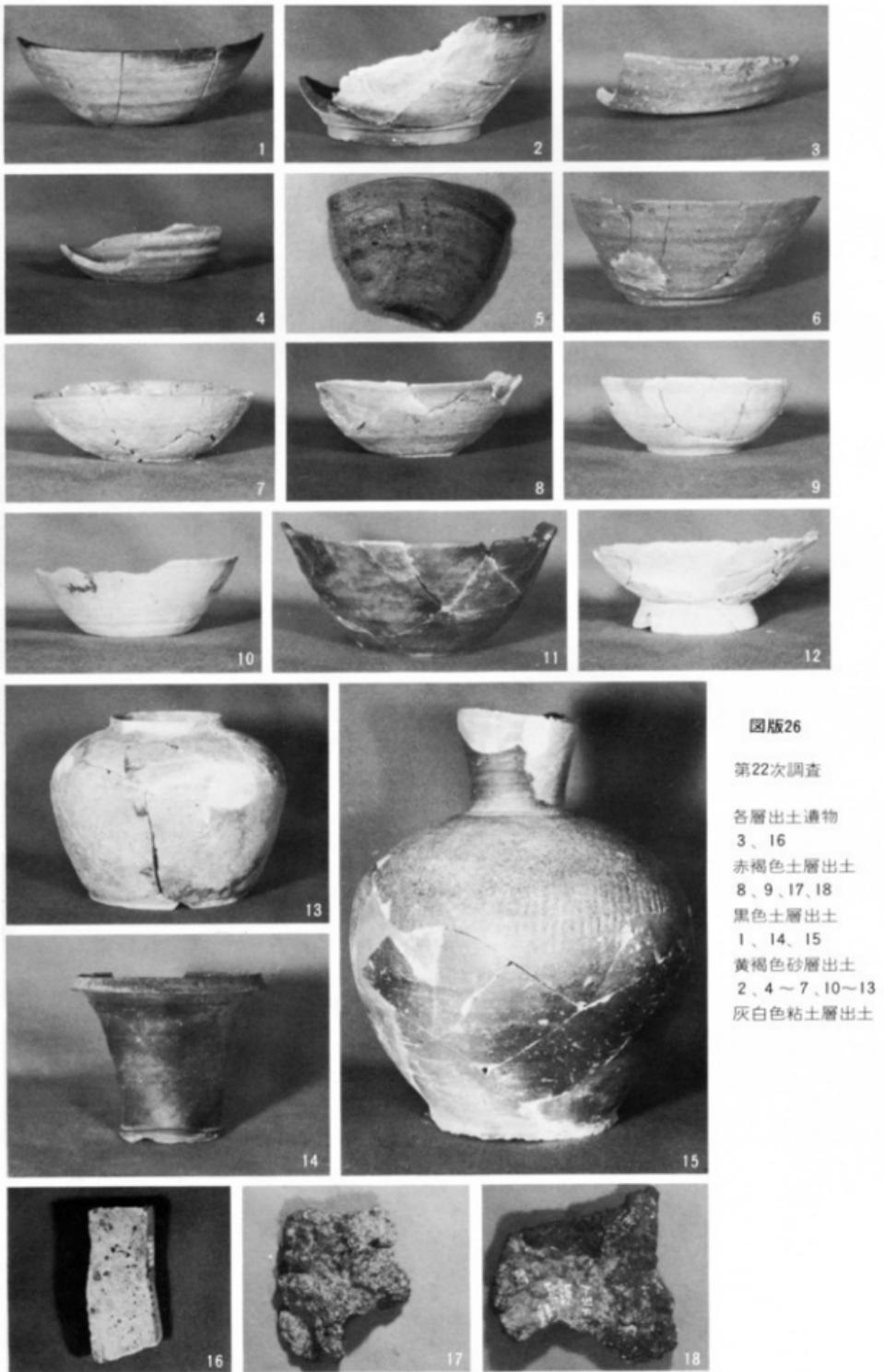
6 SK331出土 3、8 SK337出土 4、5、10、13 SK338埋土出土

1、9、12、15 SK338床面出土 2、7 SK344出土 11 MR-79グリッド落込み出土

14 SD347出土



図版25 1、4、6 SK338床面出土
2、3 SK344出土
5 MR-79グリッド落ち込み出土
7 SK332出土



図版26

第22次調査

各層出土遺物

3、16
赤褐色土層出土

8、9、17、18
黒色土層出土

1、14、15
黄褐色砂層出土

2、4～7、10～13
灰白色粘土層出土



1



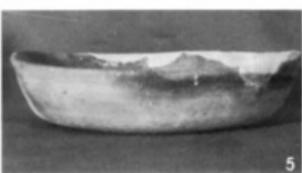
2



3



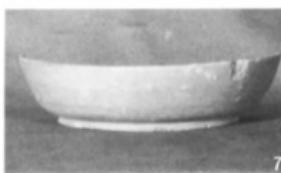
4



5



6



7



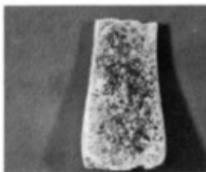
8



9

1~11

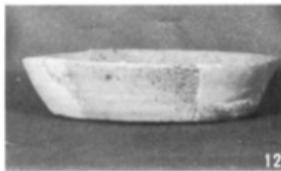
赤褐色粘土層出土



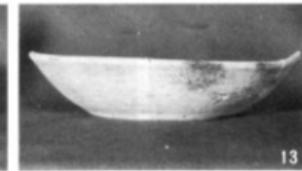
10



11



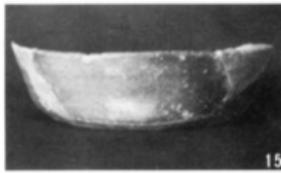
12



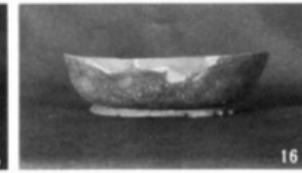
13



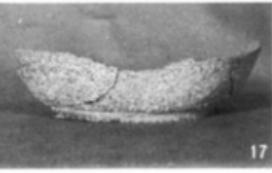
14



15



16



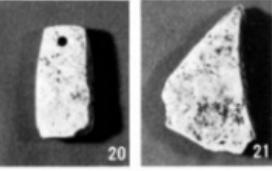
17



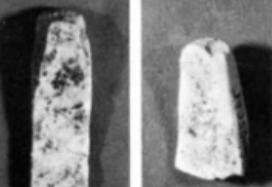
18



19



20



21

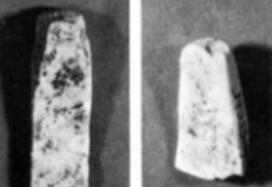
図版27 12~24

赤褐色粘土(炭混り)出土

第23次調査

各層出土遺物

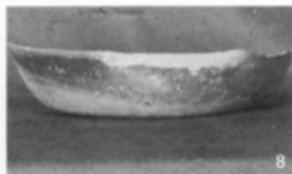
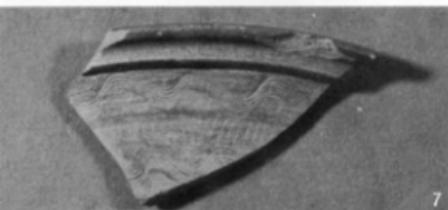
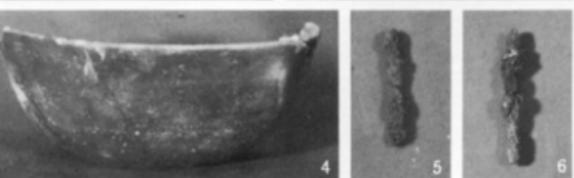
22



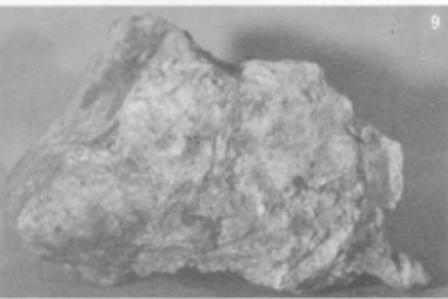
23



24



1 ~ 8
最下層(粘質性灰青色砂)出土



7
新土取穴出土
8
S D 355埋土出土



秋田城関係史料集

凡例

一、この史料集は、秋田城に関する古代文献史料を抄出、収録したものである。秋田城に関しては、中世にも関連史料はあるが、さしあたって、

秋田城跡調査事務所が秋田城跡の調査研究を進めるに際し、基礎史料として必要な古代の史料に収録の範囲を限った。

なお、本史料集は、史跡秋田城跡調査団作成「秋田城関係古文献抄録」（昭和三十六年七月発行）および宮城県多賀城跡調査研究所作成「秋田城史料集成」をもととして、増補改訂したものである。なお、作成に際しては、東北歴史資料館の平川南氏がことにあたった。

二、秋田城をはじめ、秋田郡・（飽田、鶴田）・秋田村などの関連地名、秋田城介、秋田當なども収録した。

三、参考として、出羽櫛関連資料を付した。

四、出典の下の数字は巻数を示す。

五、年次不詳のものについては、それぞれ、かりに所取し、その理由を簡単に示しておいた。

六、収録した史料は次の通りである。もととした刊本は、もつとも普及していると思われるものをもつてした。

日本書紀（新訂増補国史大系）、統日本紀（同上）、日本後紀（同上）、文德実錄（同上）、三代實錄（同上）、類聚國史（同上）、本朝
世紀（同上）、日本紀略（同上）、律（同上）、類聚三代格（同上）、延喜式（同上）、類聚符宣抄（同上）、吾妻鏡（同上）、大日本古
文書編年史料、倭名類聚鈔（正宗敦夫校訂）、侍中群要（続々群書類從第七法制部）、貞信公記（続々群書類從第五記録部）、魚魯愚鈔
（大日本史料一の一）、西宮記（新訂増補故実叢書）、權記（史料大成）、御堂闇自記（大日本古記録）、北山抄（新訂増補故実叢書）
陸奥話記（群書類從二十輯合戦部）、古今著聞集（岩波日本古典文学大系）、江家次第（新訂増補故実叢書）、藤原保則伝（続群書類從伝部）

齊明四年四月

○夏四月阿陪臣阿陪臣率船師一百八十艘伐蝦夷鰐田渟代二郡蝦夷望怖乞降於

開

比々

キヤウ

ハント

シカガハント

オセリオナ

シカガハント

オセリオナ

シカガハント

オセリオナ

シカガハント

オセリオナ

シカガハント

オセリオナ

シカガハント

659 齊明五年三月

是勒軍陳船於鰐田浦。鰐田蝦夷恩荷進而誓曰不爲官軍故持弓矢但奴等性食肉故持若爲官軍以儲弓矢。鰐田浦神知矣將清白心仕官朝矣仍授恩荷以小乙上定渟代津輕二郡々領遂於有間濱召聚渡嶋蝦夷等大變而歸。

〔日本書紀〕二十六

◎是月遣阿倍臣阿倍臣率船師一百八十艘討蝦夷國。阿倍臣簡集飽田渟代二郡蝦夷二百卅一人其虜廿一人津輕郡蝦夷一百十二人其虜四人膽振鉏蝦夷廿人於一所

膽振鉏

此云

伊摩梨安

即以船一隻與五色綵帛祭彼地神至肉入籠時問冤蝦夷膽鹿

嶋冤穗

名二人進曰可以後方羊蹄爲政所焉內入體此云之之梨姑問冤此云三鬼疑字冤穗也後方羊蹄此云三鬼疑字冤穗也

隨膽鹿嶋等語遂置郡領而歸授道奧與越國司一位各二階郡領與主政各一

階或本云阿倍引田臣比羅夫

美三歲俱數而歸

歲無九人

而大饗賜祿。膽振鉏此云即以船一隻與五色綵帛祭彼地神至肉入籠時問冤蝦夷膽鹿嶋冤穗名二人進曰可以後方羊蹄爲政所焉內入體此云之之梨姑問冤此云三鬼疑字冤穗也後方羊蹄此云三鬼疑字冤穗也

〔日本書紀〕二十六

733

天平五年十二月己未

○十一月己未出羽櫛置於秋田村高清水岡又於雄勝村建郡居民焉

〔統日本紀〕三十六

760 天平宝字四年三月十九日 ○九部足人解名古屋市山田

○ヨノ文書字面ニ「九部足人」トアル朱印凡ソ三十町アリ

丸部足八輔イミテ死罪ミテ謹解申尊者御足下

足人正身常御馬從仕奉思然有不令生江臣古万呂御產業所他人使依乍

足人安人等、然者郡司取放雜役令駁使甚無假、加以阿支太城米綱丁遷入、由此京米不持參上、仍具注愁狀、附物部安人韙々々々死罪々々々々謹解、

天平寶字四年三月十九日丸部足人愁狀

更解申下草原田三町九部足人二町
物部安人一町

右欲田地子請、仍具注事狀、附物部安人申上、謹解、

〔大日本古文書〕二十五

寶龜十一年八月乙卯 ○乙卯出羽國鎮秋將軍安倍朝臣家麻呂等言、秋志良瀬、浮因宇奈古等歎曰、己等據憑官威、久居城下、今此秋田城遂永所棄歟、爲番依舊還保乎者、下報曰、夫秋田城者、前代將相僉議所建也、禦敵保民、久經歲序、一旦舉而棄之、甚非善計也、宜且遣多少軍士、爲之鎮守、勿令虜彼歸服之情、仍即差使若國司一人、以爲專當、又由理柵者、居賊之要害、承秋田之道、亦宜遣兵相助防禦、但以寶龜之初、國司言、秋田難保、河邊易治者、當時之議、依治河邊、然今積以歲月、尙未徙以、此言之、百姓重遷明矣、宜存此情、歷間、秋俘并百姓等、具言彼此利害、

延暦二十三年十一月癸巳 ○癸巳出羽國言、秋田城建設以來、卅餘年、土地燒墳、不宜五歲、加以孤居北隅、無隣相救、伏望永從停廢、保河邊府者、宜停城爲郡、不論土人浪人、以住彼城者編附焉、

如雷霆。登時城塹官舍并四天王寺丈六佛像。四王堂舍等皆悉頽倒。城內屋宇。擊死百姓十五人。支體折損之類一百餘人也。歷代以來未曾有聞。地之割辟。或處卅許丈。或處廿許丈。無處不辟。又城邊大河云秋田河。其水澗盡。流細如溝。疑是河底辟分。水漏通海。使民騷動。未然尋見。添河霸別河。兩岸各崩塞。其水汎溢。近側百姓懼。當暴流。競陟山崗。理須細錄。損物馳牒。而震動一時七八度。風雪相并。迄今不止。後害難知。官舍埋雪。不能辨錄。夫邊要之固。以城爲本。今已頽落。何支非常。仍須差諸郡援兵。相副見兵備不虞者。臣未審商量。事在意外。仍且差援兵五百人配遣。准合馳驛言上。但損物色目細錄追上。

天長七年四月戊辰。○四月戊辰。詔曰。朕以菲昧。祇膺瑤圖。寅畏三靈。憂勤四海。景化未孚。皇猷尚闕。咎徵之噴不招而臻。如聞。

出羽國地震爲災。山河致變。城宇頽毀。人物損傷。百姓無寧奄遭。非命誠以政道有虧。降斯靈譴。朕之寡德。懼乎天下。靜念厥咎。甚倍納隍。夫漢朝山崩。據修德以攘灾。周郊地震。感善言而弭患。然則剋己濟民之道。何能不師古哉。所以特降使臣。就加存撫。其百姓居業震陷者。使等與所在官吏議量。脫當年租調。并不論民夷。開倉廩賑給。助修屋宇。勿使失職。壓亡之倫早從葬埋。務施寬恩。式稱朕意。

〔類聚國史〕百七十一

天長七年閏十二月廿六日 太政官謹奏

增加出羽國官員事

大少目各一員元員一人
今加二人

史生四員元員三人
今加一人

右・彼國守從五位上勤六事少野朝臣宗成等解爵。此國頃年戶口增益倉庫充實。積于遂初定爲殷繁。又雄勝秋田等城及國府戎卒未息。關門猶閉。配此數處國司少員。方今雖干戈不動邊城靜謐。而豺狼野心不可不慎。望請准人數增加官員者。聖人垂教沿革在於適時。元后臨民法令貴於便物。然則雖設職命官既煥乎舊典。而權宜改易事歸乎財成。臣等商量所定如右。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏聞。

天長七年閏十二月廿六日

〔類聚三代格〕五

850

嘉祥三年十一月丙申

〔類聚三代格〕五
內中御曰。紫極高映。運亨毒而不言。黃屋尊居。播惠愛而無待。故助華繼燭。未隔於勤勞。禹履垂風。猶同

於含育。朕奉先訓。虔撫令圖。粢茶參以銷神。鑿蒸庶以刻思。而今至誠不暢。小信未孚。陰德懲和。柔祇告謗。出羽州壤。偏應銅龍之機。邊府黎甿。空被羣禽之害。邑居震蕩。蹈厚載而不安。城櫓傾頽。想難虞而益恐。咸湧子視。或至於死傷。獨作母隸。何憐於拯救。宜聽使就展恩光。其叛異尤甚。不能自存。使國商量。蠲免租調。并不問民。秋開倉廩減振。其生業莫使重困。崩墻毀屋之下。所有殘屍露骸。官爲收埋。務申優恤。庶俾委凍者知挾繩之溫。阻飢者得廩牢之飽。」

850

貞觀元年三月廿六日 詔令出羽國秋田郡俘囚道公宇夜古。道公宇祭岐一度之先是國司上言。件俘囚等幼棄野心深愧異類歸

依佛理苦願持戒。仍特許之。」

875

貞觀十七年十一月十六日 ○十六日乙未。出羽國言。渡嶋荒秋反叛。水軍八十艘。殺略秋田飽海兩郡百姓廿一人。勑牧宰討平之。

〔三代實錄〕二

〔文德實錄〕二

元慶二年三月二十九日廿九日乙丑晦。出羽國守正五位下藤原朝臣與世飛驛上奏。夷俘叛亂。今月十五日燒損秋田城并郡院屋舍。

城邊民家。仍且以鎮兵防守。且徵發諸郡軍。勅符曰得「彼國今月十七日」奏狀。既知夷虜悖逆。攻燒城邑。天

羊狂心。暴惡爲性。不加追討。何有懲久。事湧量發精兵。扼其喉咽。但時在農要。人事耕種。若多動衆。恐妨民務。夫上兵伐謀。良將不戰。巧設方略。以安邊民。亦別有。勅符曰下陸奧國。若當國之兵力不足制者。早告陸奧。

令其赴救。凡蠻貊之心。候時而動。雖云醜類之可責。抑亦國宰之不良。宜施恩撫之化。以遏風塵之亂。又

勅符陸奧國司曰。得出羽國今月十七日奏狀稱。逆賊悖亂。攻燒城邑者。兩國接境。非常難知。若無豫戒。何備。不虞。宜加警肅。以鎮國內。亦若出羽國來請援兵。隨發精勇。應時赴救。兵貴神速。罪深逗留。待其告急。莫失。

事機

元慶二年四月四日

是日。出羽國守正五位下藤原朝臣與世飛驛奏言。秋田郡城邑官舍民家。爲凶賊所燒亡之狀。去月十七日上奏。

厥後差權掾正六位上小野朝臣春泉。文室真人有房等。授以精兵。入城合戰。夷黨日加。彼衆我寡。城北郡南公

私舍宅。皆悉燒殘。殺虜人物不可勝計。此國器仗多在彼城。舉城燒盡。一無所取。加之去年不登。百姓飢弊。

差發軍士。曾無勇敢。望請隣國援兵。勤力襲伐。」勅符曰。重得奏狀。具知賊勢轉盛。疽食浸淫。非常之事。變態難

量。能加防遏。莫令滋蔓。去月廿九日。勅符下彼國訖。計也應到。亦同日。勅符下陸奧國。令其赴救。今重

勅陸奧國。發兵二千。宜首尾合戰。及早禽獲。務盡上策。定我下土。」又下。勅符於陸奧國曰。重得出羽國奏狀。

俗。賊勢轉盛。衆寡不敵。非有救兵。難可獨制者。事既非常。或恐生變。宜發精勇二千。星火馳救。禽敵有期。

失機遺悔。兵家所謂疾雷不及掩耳也。若致遲留處以重科亦其所發之士各備路糧仍湏差國司據目各一
人押領其事。

〔三代実錄〕三十三

元慶二月四月二十八日〇廿八日癸巳出羽國守正五位下藤原朝臣興世飛驛奏言賊徒弥熾不能討平且差六百人兵守彼隘口野代營比至燒山有賊一千餘人逃出官軍之後殺略五百餘人脫歸者五十人城下村邑百姓廬舍爲賊所燒損者多。」即日勅符曰重得奏狀具知因類滋勢殺略良民發兵以來望有成效而今官軍致敗賊徒作氣用兵之道豈若此乎今勅上野下野等國各發兵一千亦重勅陸奥國責以緩教宜合三國兵一時擒滅九軍陣之法必有注記諸事大小皆在目前察其所緣爲圖成敗今所上奏狀極爲省略胡城雲隔魏闢天遙路遠事疑非可指問必湏事無巨細委曲記錄令可知見老弱在行耕種廢務早休染鑄之勞當崇纂弓之化勅符陸奧國曰得出羽國本月十九日奏狀稱狡寇未平戎士多沒請援彼國已及五度而多經旬日未有來救孤城拒守事變難測者今如來奏甚似惰慢假有當府之不虞何忘隣境之危急宜早差發兵二千人應機奔救齊心同力撲搘姦氣若重稽引國有嚴刑速施破竹之勢勿貽反水之悔又勅符上野下野兩國曰得「出羽國」今月十九日奏已知凶類氣盛殺略良民鼠輩發狂狼戾無已不加利刃何懲逆心宜各發一千兵星夜赴救表裏合勢腹背攻擊凡隣境之義實湏相援況於國賊何不共討若致遲留論之如律亦其所發之士各備路糧使遣國司目已上一人史生若品官一人押領其事以此一舉之兵早成万全之計。

元慶二年六月七日 ○七日辛未出羽國守藤原朝臣與世飛驛奏言。權掾小野春泉、文室有房等在秋田營。去四月十九日。遣最上郡

擬大領伴貞道俘魁玉作宇奈麿。將官軍五百六十人。湊候賊類形勢。路遇賊三百餘人合戰。射傷賊十九人。官

軍被傷七人。貞道中流矢而死。廿日賊衆增加。不可相敵。會暮戰罷。引軍還營。明日凶徒挑來接戰。賊死者五

十三人。瘞者卅人。官軍死并瘞瘞者廿一人。奪取賊弓卅一。輶廿五。櫛十七領。米穀糧稻亦復有數。燒賊廬舍十

二。生虜七人。官軍疲極。射矢亦盡。因引還營。今月七日重遣宇奈麻呂。登高候望。俄爾遇賊。拔劍相鬪。斬首二

級。宇奈麻呂沒於賊手。其後有俘囚三人來言。賊請秋田河以北爲己地。更有賊五人着甲胄伏隱草中。遣輕

兵百餘人追射殺三人。奪鞍馬弓矢。繩劍事物有數。自後賊徒猖獗。侵凌不息。官軍征討。未由摧滅。是日。重飛

驛言曰。權介藤原朝臣統行。權掾小野春泉。文室有房等進至秋田舊城。善甲積輶。陸奧押領使大掾藤原梶長等

所將援兵。與本國兵卒合五千餘人。聚在城中。賊出不意。四方攻圍。官軍力戰。賊勢轉盛。權介統行等戰敗而

歸。權掾有房殊死而戰。殺數人。賊矢中左脚。被創遙屬。軍無後繼。遙身逃歸。權介統行男從軍在戰。及權努

帥神服直雄並戰而死。甲冑三百領。米糧七百領。衾一千條。馬一千五百疋。盡爲賊所取。自餘軍實器仗什物。一無

在存者。

〔三代美錄〕三十二

元慶二年六月十六日是日出羽國守藤原朝臣與世飛驛奏言。賊鋒強盛。日增暮慢。圍守營所。視無去意。官軍畏懦。只事逃散。陸奧軍士二千人。押領使大掾藤原梶長等竊求山道。皆悉逃亡。即日勅符曰。重有來奏。具得事蹟。依先日奏。遣陸奧鎮守將軍小野朝臣春風。權介坂上大宿。称好蔭寺。各領精勇五百人。日夜赴彼既畢。事具前符。亦依今日奏。更

下陸奧國追還逃亡兵士二千人。國宜知之。率其虎旅，擋彼烏合，當奉王師之威，早獻凱歸之効。」又勑符陸奧國曰：「得出羽國奏稱，逆虜縱逸，曠暴日甚。彼國軍士二千人顧望避敵，亡歸本國者，斷勢制勝，自有其方。而今各重身軀，無意掠戰糧資，醜類力屈凶威，豈回王者之師，自貽敗軍之耻。宜更還定國司主典已上精強了事者，令領彼亡歸二千兵，早入出羽。若彼逃亡人等，未盡歸集者，更簡更兵，加足前數。夫將軍死綏誅之無赦，故曰：有前一尺，無却一寸。宜知此意，喻夫兵士，令其自知。若重亡歸者，以軍法從事。」

〔三代實錄〕三十三

元慶二年七月十日〇十日發外，出羽國飛驛奏曰：「正五位下守右中弁兼權守藤原朝臣保則到國察同前之行事，運行軍之籌策，遣權掾文室真人有房、左衛門權少尉兼權掾清原令望、上野押領使權大掾南潤秋鄉等，率上野國見到兵六百餘屯。秋田河南拒賊於河北，又秋田城下賊地者，上津野、火內、樅瀬、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姑刀、方上、燒岡十二村也。向化俘地者，添河、霸別、助川三村也。今此三村俘囚并良民三百餘人，拒賊於添河，次攻雄勝後將侵府，其雄勝城兼十道之大衝也。國之要害尤在此地，仍遣左馬大允藤原滋實、左近衛將曹兼權大目茨田貞觀額等，以雄勝平鹿山本三郡不動穀給郡內及添河霸別助川三村俘囚，慰喻其心，令相勵勉於是俘囚深江跡加止。」玉作正月廢等誘率三村俘囚二百餘人，夜襲殺賊八十人，燒其糧食舍宅，感恩賚也。或云：津輕地夷狄或同，或不同。若不同者，以上野國軍將得討滅，逢同者雖大兵難可輒制。上野、下野、陸奥三國軍士，總四千人，其陸奥軍先既亡歸，上野軍且來六百餘人，下野軍雖入堺首，未知強弱。津輕夷仔，其黨多種，不知幾千人天性勇壯，常事習戰，若速進販，其鋒難當。請發常陸武藏兩國軍合二千人以誠備非常。」是日，勅符曰：「去月廿八日奏狀，今

日到來，賊中消息委曲具至，指其事實足可見知。夫以夷狄攻夷狄者，中國之利也。今覽來奏，給雄勝郡俘囚。

以官米穀多破賊徒，豈此一舉計之上者也。亦來奏以爲津輕夷虜天性龐驕，若速因類，實爲難制。塞下流言。

南北異口，或云既同，或云未同，請發常陸武藏等國兵備，其非常出於不意。今如奏狀同否未審，若果不同者，

所率見兵可得摧破。加之小野朝臣春風坂上大宿御好蔭等各領精兵，行當到著，宜待共征振其威武，但豫

勅諸國令簡勇士，若有危急，馳傳上奏，隨即差發，赴救非晚。務運奇策，擊其狂心。滋實者，守藤原朝臣與世之子也。有意溫清，繫行在彼，時值賊亂，早不肖還。有勅便令從軍也。」

元慶二年九月五日 ○ 五日丁酉，勅符出羽國司曰：「得八月廿三日奏狀，具知消息。初所以遣春風等發精兵者，爲赴彼國之急。

而今來奏以爲賊氣已衰，官軍思舊重之迎軍運糧，爲煩不細。曰：茲論之，春風等之前却，在彼國之強弱耳。量勢施計，不得遙度。若當國之力足以制賊者，移告而返之，不可必迎引。且津輕渡嶋俘囚等所請之事，以夷擊夷，古之上計。但野心難制，動靜易變，偶生他意，後恐難制。宜量事勢隨便進止。至于娶會狄俘，非事之急者也。若彌壘賊徒，勞賜不晚。今舉城燒亡，無處會聚，但拔有功者加其賞賜，足以勸勵戎士，何必大娶。更致騷動乎？且其殺獲生禽，頗知破賊，彌以勉勵，速成大功。州書頻奏，驛使屢馳，務施平寇之策，莫以延引歲月。」

元慶二年十月十二日 ○ 十二日甲戌，出羽國司飛驛奏言：「秋田營中牒稱八月廿九日逆賊三百餘人來於城下，願見官人特得乞降。」

權掾文室真人有房左馬權大允藤原朝臣滋實二人，單騎直到賊所，賊先申心憂，次乞降，有房等雖不被明詔，

而豫聽。其降是日，陸奥權介從五位下坂上大宿称好陵。寧兵二千人自流霞道至秋田營。賊乞降之日，好陵數

躁而來，盛建旗幟，亦感賊虜。論之當時似有遠略。又鎮守將軍從五位下小野朝臣春風，九月廿五日率軍四

百七十人來着秋田營以北，即言曰：「春風重合。」詔先入上津野。教喻賊類皆令降服。賊首七人相從同來。從

去八月，賊降之狀相續不絕。野心難量，抑而不許。今春風自入賊地，取其降書，亦其脅隨而共來，以此見之。知有降心，但義從俘囚等申云：奉從國家爲賊所怨，若不殄滅，後必相報。仇家多種，何得不恐。加之乞降者，其體踈慢，不叶舊例。俘囚所陳抑有道，春風所行亦復不虛。臣等不知所裁，謹啣明詔。

〔三代實錄〕三十四

878 元慶二年十月十三日 ○十三日乙亥，勅符出羽國司曰：「得今日日奏狀，具知賊虜乞降之由。夫兵凶戰危，先哲炳戒，事不獲已，乃

用之耳。今逆虜悔過，諸欲歸順，其於容許，有何不疑。但古之降者，去其甲兵，而縛待命。裁得制其死生，然後可謂降伏。歸降之法若同舊制，早速容受。飛驛奏聞，隨將裁決。若懷兩端，言與事異，奮我兵威，一舉誅滅。凡狂賊反亂，爲損甚多，殺略良民，燒亡城邑，然則義從俘囚之言，不可不反覆觀德耀兵，隨機可施。莫信其虛詭貽悞於後。」

〔三代實錄〕三十四

879 元慶三年正月十一日 ○十一日辛丑，從五位上守左近衛少將兼行大宰權少貳藤原朝臣房雄爲少貳，少將如故云々。無三人。是日出

羽國飛驛奏言：去年十二月十日，因賊悔返噬之過，致束手之請，便返進所掠奪之甲廿二領。言曰：「所取甲胄，其數不少。任己狂心，皆悉截破，稱身約裁。一无全者。加之賊類或入奥地，或所居隔遠，其遺甲胄搜求追進。於是，正六位上行。左衛門權少尉兼權據清原真人令望。左馬權大允正七位下藤原朝臣滋實。右近衛將曹兼權大目從七

位上天田速貞額等進議曰。今乞降之賊二百人所進之甲廿有餘賊黨多數官甲已少野心難測疑是矯飾渾待後進一度計納陸奧鎮守將軍從五位下小野朝臣春風議曰。春風自入賊地具知過失悔過之心今亦蒙犯霜雪乞降懇切若懷疑惑抑而不納猶去逸就勞非所以樂成正五位下守右中弁兼行守權守藤原朝臣保則等商量雖令望之議已有道理而春風之謀非无便宜故殊加慰納緩其嚴誅又渡島夷首三人率種類三千人詣秋田城與津輕俘囚不速賊者百餘人同共歸慕聖化若不勞賜恐生怨恨由是遣從五位下行權介藤原朝臣統行從五位下行權掾文室真人有房及令望滋實貞額等勞獎

〔三代実錄〕三十五

元慶三年三月二日二日壬辰正五位下守右中弁兼行出羽權守藤原朝臣保則飛驛奏言白臣保則等謹預依去正月十三日勅符旨

早討虜而行事相違不能進止何者臣等所賜諸國之兵千八百餘人上野下野兩國各八百人陸奧國追還散卒二百人是也以此輩且擊破奥賊之士卒且討平近城之反虜次湊重諸國之兵攻伐奥賊而相待陸奧鎮守將軍小野朝臣春風權介坂上大宿好藤等之間未有所定於是賊徒進愁狀十餘條陳怨叛之由詞旨深切甚有理致即弛法禁慰其冤枉爰古老言曰用兵之道尤在練士固塞其後出征入休勤靜去靜留莫不據此又當國形勢地迫北陸秋天多雪當此之時營壘難恃不如選練士卒修造城柵相待春風等之來臣等用諸國之軍令增兵衆之勢「其中國下兵衆之勢」其中國下兵擔夫役立柵之事遠向本國此事由趣上奏先舉几當國可有兵士鎗兵千六百五十人而承前國司无置一人今計諸國見留之兵未及當土例兵之數臣等

定城下之後殊置方略。此待隣兵作為城柵。軍士得休。國內无慮。其後賊三百許人詣秋田城乞降。雖然不受其降。臣等因有所議。春風等且擁於鎮守府。待後告可。應機之狀。馳權據小野春泉。告春風等。春泉未達。鎮守府之間。去年九月十五日。奸陰來。自流霞路。廿五日。春風來自上津野。是時道路泥深。風寒肅烈。經過峻岨。士卒疲勞。春風言曰。衛。詔之日。伏奉聖略。先教喻賊類必令降伏。若不革逆心。進兵討滅。仍奉宣勅旨。教喻賊徒歸伏。相隨到來。至誠无疑。不可更討。臣等初謂以所賜之兵。与春風等表裏合勢。刻日討平。而春風之足歷虜庭。令降逆黨。降伏之後。更進官軍。虜謂欺已。殊死而戰。其鋒難制。蠻尾施毒。亦賊地險狹。潛通多路。以此小軍。難可輶赴。故隨春風言。暫停征伐。厥後賊類亦來請降。返進官物。臣等依彼來降。漸計利害。征戰之弊。非只一途。案去延曆年中被下。當追陣圖。以一万三千六百人爲一軍。分作三軍。輜重八百人。擔夫二千人。而今上野下野兩國之軍千六百人。輜重擔夫二千餘人。奸陰所率之兵五百人。輜重擔夫千餘人。因此言之。多違舊例。中國之軍。七月到着。陸奥之兵。九月入來。會合參差。整頓有妨。或臨陣難列。或聽號易迷。皆是忘戰日久。習之令然也。國內黎氓。苦來苛政。三分之一逃入奧地。所遺之民。承數年之弊。无自存之方。况軍興以來。運轉軍械。去今兩年少時不息。无用之卒。騷動部內。待救之處。還致巨害。營最上上郡。道路嶮絕。大河流急。中國之軍。路必經此。迎送之煩。不可勝計。今重請大兵。將討降虜。國弊民窮。難可克堪。若慰撫部內之窮卒。驗出奧地之逃民。留中國之甲冑。選當土之例兵。降虜雖反。不可足畏。由是降賊之狀。類以上奏。但臣等以為賊寇无聞。年代稍久。因此變亂。不窮誅戮。恐綏撫如失。邊難不絕。更發大軍。撲滅无憚。國家之長策。天下之上計。

也。臣等不敢專決，持疑於懷，進退之間，謹佇「天策」。是日，詔令：上野下野兩國在軍之甲冑器仗，留付岀羽國矣。

元慶三年六月二十六日 ○廿六日乙酉正五位下守右中弁兼行出羽權守藤原朝臣保則飛驛奏言。謹奉去三月五日勅符旨。諸國軍士解陣放却，并留中國甲冑及置當國例兵。陸奥鎮守將軍從五位下小野朝臣春風。上野國權大掾從七位上南淵朝臣秋鄉權博士大初位下上村主佐美行檢非遠使從六位下多治真人多麿雄。下野國前權少掾從七位上雀部朝臣茂世權醫師大初位下下毛野朝臣御安等各押領國兵來從軍旅今還向訖。留納上野下野兩國甲冑器仗色目數等湊追言上配置當國例兵一千六百五十七人。大數一人。小數三人。主帳三人。校尉廿人。旅師卅人。火長六十人。列士八十人。鎮兵六百五十人。秋田城城司正六位上行左衛門少尉兼權掾清原真人令望。右近衛將曹從七位下兼行權大目茨田連貞頼。正六位上行權大目春海連與雄。校尉七人。旅師十六人。火長廿四人。列士三百三人。鎮兵四百五十人。加兵士三百五十人。雄勝城城司從五位下行權掾文室真人有房。正七位上行權掾藤原朝臣有式。正六位上行權大目他戶首千与本。從六位下行少目豐岡宿祢繼雄。校尉六人。旅師八人。火長十六人。列士二百廿人。鎮兵二百人。加兵士二百五十人。出羽國團司從五位下行權介藤原朝臣統行。正六位上行權掾小野朝臣春泉。大數一人。小數三人。主帳三人。校尉七人。旅師十六人。火長廿人。列士三百五十七人。兵士四百人。臣保則等行事相違。兵威未振。適降恩詔。釐緩征討。逆類再生。平民復業。但臣等以爲夷狄之性強弱難測。朝爲輕寇。夕甘重讐。縱請降之後。如有小變。臣等恐偏慮存。國還陷。那戾伏望更賜天使。檢察其事。謹以申聞。」

元慶四年二月十七日是日。正五位下守右中弁兼行山羽權守藤原朝臣保則飛驛奏曰。降虜所進掠取甲六十六領。胄卅二枚。大刀四枚。

鉢一柄。箭二十隻。賊夷去年進契狀曰。所還甲胄。早速將進。而踰涉年月。未有返上。故遣權大目正六位上春海連奧雄入奧地所勘取也。去年五月陸奧及當國軍士敗走之日。或者甲胄逃歸本土。或脫弃山野。跣身奔竄。是時前弩師從七位上秦忌寸能仁進。甲胄一百一十。賊徒返進廿二。今奧雄勘取六十六領。總一百九十八領。納秋田城畢。又妄俘賜妻之日。多以他死亡位記。曰。自稱其姓名。貪預賜祿。奧雄責取死亡位記一百六枚。

藤原保則伝

元慶元年。任在右中辨。二年二月出羽國蝦夷反亂。攻秋田城。城司良岑近者不能城守。脫身伏竄於草莽之間。賊放火燒城。軍資器械一時蕩盡。逆徒蠭聚。分兵圍諸城戍。國守藤原與世奔府城逃走。時爲太政大臣昭宣公攝政。乃勅陸奥國。發兵三千人。起援出羽國。於是陸奧守須大發國中。得精騎千人。步兵二千人。其送鎧甲糧儲者。將萬人。以大掾藤原梶長爲押領使。令與出羽軍討擊賊虜。出羽掾藤原宗行。文室有房。小野春泉等。亦發國中步騎二千餘人。相共屯秋田河邊。時賊徒千餘人乘輕舸。隨流俄至。梶長等率兵對戰。天時大霧。四面昏暗。於是賊衆數百人持兵數至官軍後。同聲大門。（音）奔突官軍。官軍大駭。狼狽散走。賊乘勢前後奮擊焉。官軍大潰。遂斬出羽國弩師神服異雄及兩國偏裨數十人。軍士被殺虜數百千人。軍實甲冑。悉被鹵獲。遂相蹈藉。死者不可勝數。文室有房被創殆死。小野春泉潛伏死人之中。纔得免害。藤原梶長深竄草間。五日不食。賊去之後。步逃至陸奧國。五月二日。兩國飛驛忽至。於是昭宣公大驚。與公謀事。語云。東方之將累長者。公辭謝云。身舊

文吏。未嘗知跨馬引弓。非敢愛惜微驥。恐成朝廷之耻。昭宣公曰。自天智天皇時。藤原氏代立勳績。朝所倚賴。方今身非伊周。忝攝家宰。遭此寇亂。內懼外○。瓜葛之儀。君亦可悉。願盡智謀。勿爲彷彿。公曰。必不得已。可用愚計者。冀露肝膽。無有所隱。恐殿下不得能用之。昭宣公專意安付。遂無他賜。公曰。蝦夷內附以來。欲漸二百年。畏服朝威。無有寇逆。如聞秋田城司良岑近者。聚斂無厭。徵求萬端。故疊怨積怒。致叛逆。夷種衆多。遞相合從。賊徒數萬。窮寇死戰。一以當百。難與爭鋒。如今之事者。雖坂將軍再生。不能萬定。若教以義方。示以威信。播我德音。變彼野心。不用尺兵。大寇自平。昭宣公曰。善。公亦曰。今當以恩信化服夷狄。若郡馳之中。猶有不驯服者。必可以兵威而臨之。前左近衛將監小野春風。累代將家。驍勇超人。前年頻遭讒謗。免官家居。願令春風率積衆。示以朝廷之威信。然後以德招致。未歷數月。自應銷散。昭宣公大悅。其月四日。叙公爲正五位下。卽以右中辨兼出羽權守。擢春風爲鎮守將軍從五位下。及陸奥介從五位下坂上好蔭受公節度。公奉詔以後。數日進發。晝夜兼行。行跡之間。飛驛繼途。奏賊虜強盛。官軍類敗。及城或失守。群隊陷沒之狀。時從騎十餘人。令春風率積衆。示以國家之威信。先是賊聞王師來討。率衆萬餘人。遮守險隘。春風少遊邊塞。能曉夷語。卽脫甲胄棄弓矢。獨入虜軍。具宣朝命。皆如公意。於是夷虜叩頭拜謝云。異時秋田城司。貪欲暴橫。谿壑難填。若毫不不協其求者。楚毒立施。故不堪苛政。遂作叛逆。今將軍幸以天子恩命而詔之。願改迷途歸慕府。於是競以酒食饌饌官軍。其豪長數十人。相率隨春風。至出羽國府。公即召見慰撫。賊亦盡返獻先所虜奪之生口及軍器。時有

渠帥二人。不肯歸附。公語諸豪長云。二虜不來。於汝心如何。豪長等俱陳云。殊自有謀。願暫垂寬暇。後數日。遂斬兩夷首以獻之。公即發使者。撫佃餘種。自津輕至渡島。雜種夷人。前代未曾歸附者。皆盡內屬。於是公復立秋田城。凡厥疊樓贊。皆倍舊制。三年。改權守爲正守。右中辨如故。有勅暫留鎮撫之。此國。民夷雜居。田地膏腴。土產所出。珍貨多端。豪吏并兼。無有紀極。私增租稅。悉加衙賦。又擅門子年來求善馬良鹿者。聚如雲。邊民愚朴。無知告訴。唯隨其求。不言煩費。曰。是隴畝之民。皆若貪窮。奸猾之輩多致富溢。公施以朝典。教示百姓。嚴張憲法。勿令侵犯。若吏有不法者。捕而案之。由是百姓安堵。夷道清平。時陸奥國夷狄。有訴訟者。皆到出羽國而取決。公初在兩備。專以仁惠而化之。及治出羽。更以威嚴以理之。吏民有罪。無有所宥。當論者不能測其深淺。四年四月。依官符入京。時在朝卿相。皆賛公勤績。公辭謝云。此皆朝威之所致。非恩畧之有施也。是時天下皆以爲。公不勞一卒。平定大寇。朝廷必當疏高爵答其殊勳。而偏用公辭讓。遂無優崇之制。又良岑近者。貪叨賊機。致此寇亂。無亦無懲惡之典。由是衆議多譏。昭宣公賞罰之柄。公性樂靜默。不好劇務。屢對昭宣公。固辭辨官。

延喜七年季春一日。文章博士善清行記之。

〔藤原保則伝〕

881
元慶五年三月二十六日○廿六日甲戌。先是。出羽國司言。太政官去年六月十六日下。國符稱。彼國解稱。兵士鎮兵總一千六百五十人。鎮兵六百五十人。每人充日糧一升六合。或二城兵士一千人。每人充日糧八合分結六番。直於國府。而承前國吏。以健兒爲戍。兵士鎮兵无置一人。仍令諸郡進勇敢者。但鎮兵者。舊有長上之折。无煩調練。兵士者只給番。

上之糧。有好教習。由是兵士千人給長上之糧。配一府二城。以備非常。請三ヶ年將蒙許聽。勅聽二ヶ年。而今年十二月滿限。始自明年復舊。望請重被許。二ヶ年。勅聽一年。」

〔三代實錄〕三十九

秋田城跡発掘調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 括弧(昭和37年5月8日 教育規則第3号)
(改正 昭和52年11月21日第11号)

第1条

4. 第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、社会教育課に所属する機関として、秋田城跡発掘調査事務所を置く。

第3条

4. 秋田城跡発掘調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。

- 一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。
- 二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査主体

秋田市教育委員会 教育長 佐藤博之 社会教育課長 佐藤貞雄

秋田城跡発掘調査事務所		
氏名	職名	所属
佐々木 栄孝	主査	秋田市教育委員会事務局
小松正夫	主任	〃
菅原俊行	〃	〃
石郷岡誠一	〃	〃
日野久	〃	〃
柏谷光子	調査補助員	

2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所		
氏名	所長	
氏家和典	所長	
桑原滋郎	研究員	
進藤秋輝	技術師	
平川南	〃	
高野芳宏	〃	
鎌田俊昭	〃	
古川雅清	〃	

